日時：2018年9月29日（土）15:00～18:30
場所：A-Forum
参加費：2000円（懇親会、資料代）

第12回 AB（アーキテクト／ビルダー「建築の設計と生産」）研究会

発注者支援の必要性と実践－公共建築の未来に向けて－

コーディネーター：布野修司＋安藤正雄＋斎藤公男

パネラー：相坂研介＋あかるい建築計画

(a) 主旨説明：長谷部勉（建築家）
(b) 発注者支援の必要性と実践：相坂研介（建築家／JIA関東甲信越支部副幹事長）
(c) 大井町駅前パブリックスペースコンペについて：あかるい建築計画 他
コメンテーター：森民夫（前長岡市長）

国内の公共建築はほぼ9割が入札、残りも実績偏重のプロポーザルで、若手・アトリエはほとんど参加できない。ごく稀に敷居の低いコンペがあれば何百もの案が殺到する状況で、当選者以外は出すだけで疲弊する。こうして「公共建築の設計者は、公共建築の実績をもって募集され、評価される」という現況においては「公共建築の実績を１つでも作らないと、次の公共に挑戦すらできない」というサイクルができており、この状況が今後も続けば、将来的には公共建築の経験をもつ層が薄くなり、発注者側にとっても選択肢が激減していくため多様性・公共性が少なくなり、建築家側だけではなく、社会にとって不利益だと思われる。－－－相坂研介氏はJIAの常任幹事として、このような熱い想いと幾つもの目的を胸に、発注者支援の仕組みづくりの必要性を訴え、品川区大井町駅の公衆便所建替え事業を、パブリックスペース全体まで拡げた実施コンペとして実現させた。今回はそのコンペの公開二次審査（9/15）を終えたころ、仕掛け人である相坂研介氏に加え、最優秀候補者に選定された応募者(あかるい建築計画)にも参加していただき、具体的な事例を交えながら議論したい。また、AB研究会を中心に活動準備をしているJCDL(ジャパンコミュニティデザインリーグ)構想とも併せて、議論を深めたい。

建築プロフェッションの未来をになう

登録建築家制度が始まって今年でちょうど15年。
会員減と高齢化で昨年30周年を迎えた日本建築家協会は
限界集落ならぬ限界団体との声も。
いずれにせよ、次代をになうのは30代、40代だ

相坂研介 相坂研介設計アトリエ｜1973年生まれ
羽鳥達也 日建設計｜1973年生まれ

平均年齢60歳。年齢別だと70歳の会員が一番多いと言われる日本建築家協会(JIA)。その中で目立っている40代がいると聞いて、話を聞きに行った。

入会の動機は

サッカーが趣味の相坂研介さん。JIAに入ったのは、「プレーと同様にグラウンド整備も重要だ」という理由だ。「公共建築設計の悪循環を少しずつ変えたい」と相坂さんは言う。公共建築の設計は約9割が入札などで決まり、残る多くも実績がないと参加さえできないプロポーザルばかり。「大学で4年、院で2年。その上5～6年修行してようやく独立しても、身に付けたものを社会に還元できる場が少ない」。建築設計者の知識や経験を持て余し、市民の選択肢も狭めるこの状態は社会の損失ではないか。偶然、元JIA会長の出江寛さんにそんな話をしたら、その実現のためにJIA入会を勧められたという。

相坂研介(あいさか・けんすけ)

一方、陸上少年だったという羽鳥達也さん。JIAに入ったのは、JIAの主催する賞に応募するためと、社内で会員になれと言われたからだという。「推薦者は社内の会員2名になってもらいました。入会には審査も面接もなかったです」。JIA登録建築家になったのも、「そろそろ君もって会社に言われたので。書類だけで、何の審査もなかったはずです」。もっと何かコミュニケーションがあったらいいのにと思ったそうだ。

「日本建築家協会の発注者支援による公共工事コンペ」・「JIA建築家大会2018東京」プレス説明会にて

技術論と責任論

建築家の職能確立ということや、これまでの職能確立運動についてどう思うか羽島さんに聞いてみた。「建築家憲章を読んでも、高度な専門性と芸術的感性[*1]と言ったって実態が伴っていないのでは」と感じている。「コストオーバーランしても容認されてしまう体質があるのではないでしょうか」。「技術論と責任論、この二つがあることに無自覚的であってはなりません。例えば大きなスタジアムに詳しいわけでも、競技場を再生させたこともないのに、無責任に旧建物をそのまま使えと言うのは建築家としてどうなのかという気がします。じゃあ、もし崩れて人が死んだら、責任取れますかって言いたい」。「建築が大きくなればなるほど、責任も大きくなります。責任分界点を明らかにして、この場合は誰の責任かを明確にする、責任のデザインもデザインの一つ。時間のデザインも同様。それが全部集約されて、最終的な形のデザインになる」と考える。

建築家は市民の信頼を得ているのか。相坂さんはポストモダニズム、バブルを経て別の意味で建築は市民から冷ややかな目で見られているのではないかと感じている。「JIAの定款に、『職能理念に基づき、資質向上及び業務の進歩改善、建築や環境の保全と創造、及び建築文化の発展に貢献し、公益に寄与せよ』[*2]とあります。現在も研鑽や公益活動は盛んですが、次代も生きていく建築家や市民のため、もっと本来求められている職能普及や建築文化の創造に力を入れるべきだと思います」。

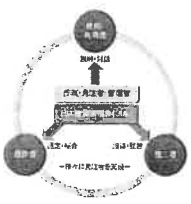
JIAの発注者支援概念図
(提供:相坂研介)

建築を建てる力

一方、羽鳥さんは「もともと建物を建てる原動力、建てる動機というのは資本家側、出資者側がもっているわけで、そこに、いかに寄り添えるか、そのモチベーションに乗って自分が仕事をさせてもらっているという意識なので、建築家らしいマニフェストやスローガ

ンを掲げることに抵抗があります」と羽鳥さん。「1975年、巨大建築論争の中で、林昌二は『その社会が建築をつくる』と言っています。そもそも社会、資本家側やクライアント側のモチベーションがあって初めて建築家の仕事が成り立つのに、建築家は自分の作品のように、クライアントを超越しているかのようにふるまっています。それは『成長志向が生み出した醜い思い上がり』だと林昌二は批判しているのです」。クライアントのモチベーションを理解し、解釈して、どのようにより社会にとって実りがあるようなものに結び付けられるかを常に考えていきたいそうだ。

2009年に山梨知彦氏とともに日本建築家協会新人賞を受賞した「神保町シアタービル」。特異な形と思われるかもしれないが、多面体は天空率をスタディしていくうちに生まれたもの。目地を極小にする繊細な建築への批判から、雨水を流せる樋も兼ねたランダムで太い目地となっている。ことさら変な形にしようとしたわけではない。理由のある形なのだ。

羽鳥達也(はとり・たつや)

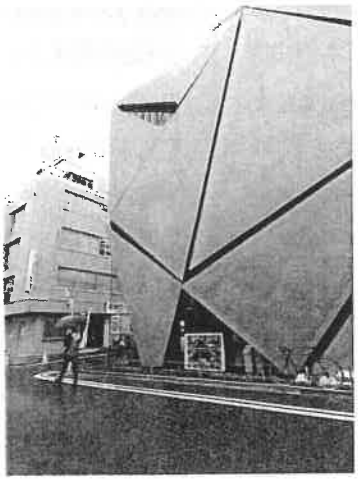

神保町シアタービル
2007年
設計:日建設計(山梨知彦、羽鳥達也)
東京都千代田区神保町1-23-3
(撮影:編集部)

職能を生かす

昨年でちょうど30年前の1987年、職能運動を展開していくためにより力の大きい団体を目指して現在のJIAが設立された。「JIAを支えているのは顕名性の高い建築家ではなくて僕たちアノニマスなデザイナーたちがボリュームゾーンではないでしょうか」と羽鳥さん。

東日本大震災の後、社内の若い人たちと、羽鳥さんはボランティア部を結成、「逃げ地図」づくりで評価を得た。

ちょうど「神保町シアタービル」工事にかかわった鉄工所がある関係で、震災の翌月から気仙沼に通っていた。自分の車を出して分乗して被災地支援に行っていたが、「上司が見かねて、福利厚生から新幹線代ぐらい出るよう部活のようなものにしたらと言ってくれて」。現地からは専門性を生かして継続的なことをしてくれと要請され、敷地模型をつくって考えているうちにたどり着いたのが、浸水域の上に出られるまでの時間を地図上に色で示す「逃げ地図」だった。「現地では余震もあって、また津波が来るのではないかという不安があり、それにこたえるものでした。5月ごろから考え始めて、翌年の2月には、地図づくりワークショップをしました。ポイントは地元の人が自分で調べて地図を色分けしていくこと。もう一つは地図のつくり方をHP上にアップしていますので、誰でも自由に『逃げ地図』ワークショップができる点です」。「逃げ地図」づくりは確実に各地に伝播して実践され、普遍性を獲得している。

「日々建物で避難計画をやっているでしょう。その地域版というのかな。がむしゃらに役立つことは何かを考えていたら、職能を生かすことができました」。

理想的な「小さな公共建築コンペ」実現へ

相坂さんはJIA関東甲信越支部の副幹事長であり、JIA建築家大会2018東京の実行委員会企画部会長でもある。今、この9月に開かれる大会を機に、一つのコンペが実現しつつある。東京都品川区による小規模な公共建築コンペだ。昨年来、さまざまな自治体に働きかけ、より開かれたコンペ・プロポーザルの開催を目指してきたが、品川区の理解を得て、結実する模様❖3。9月15日に、会場(明治大学アカデミーホール)で公開二次審査が予定されているという。

また、2018年度の全国営繕主管課長会議「発注者支援事例集」には、発注支援関係法人として日本建築家協会も掲載されることになり、今年秋には全国の自治体に配布される。「この機会に、公共建築に実績のない人でも参加できるコンペ開催を継続して自治体に促していきたい」と相坂さん。会員かどうかを参加資格では問わないが、「JIAとは建築家の職能を支える団体という認識が浸透すれば、会員になって力を貸そうという人も結果的に増えるのでは」と期待している。

この3月末から、JIAでは「近未来研究特別委員会」が発足した。これは、六鹿正治JIA会長の要請で、全国10支部の支部長が選んだ次代をになう40代の会員16人が、「2030年、建築家は必要とされているか、建築家協会は存続しうるか」をテーマに議論し、提言を行うというもの。設置期間は10月末まで。40代だけの委員会とは画期的である。相坂さんも羽鳥さんもそのメンバー。

任期も10月末までだが、継続して活動していきたいと話しているそうだ。

(取材・文=西川直子)

❖1…(創造行為)建築家は、高度の専門技術と芸術的感性に基づく創造行為として業務を行います。

❖2…第2章第3条:本会は、建築家の職能理念に基づいた基準を遵守することにより公益を保護し、建築家の資質の向上及びその業務の進歩改善をはかることにより、建築・地域・環境の保全と創造及び建築文化の発展に貢献し、公益に寄与することを目的とする。

❖3…詳細は品川区HPおよびJIAのHPにて6月下旬に発表

官公庁施設の設計業務に関する実態調査の結果

2017

平成３０年５月　全国営繕主管課長会議

(1) 調査目的：地方公共団体における官公庁施設※の設計業務委託に関する運用状況について、全国営繕主管課長会議において情報共有を図ることにより、官公庁施設の設計業務における品質確保に資することを目的とする。
(2) 調査対象：都道府県(47)、政令市(20)、市町村(586)の計653団体
(3) 調査期間：平成29年11月16日～平成30年1月19日
(4) 調査方法：アンケート調査（選択及び記述式）
(5) 調査内容：平成28年度に発注した建築設計業務の委託状況、新築設計業務の設計者選定方式、設計意図伝達業務及び工事監理業務の委託状況、設計業務の委託料の算定方法　等

※住宅用途を除く建築物を対象とする。

１．設計業務の平均発注件数

●平成28年度に発注した設計業務の件数

○１団体あたりの設計業務の平均発注件数は、都道府県・政令市で新築・増築が11.0件、改修等※が49.3件の計60.3件、市町村で新築・増築が2.1件、改修等が6.6件の計8.7件。

※改修等：新築・増築以外。とりこわし等を含む。

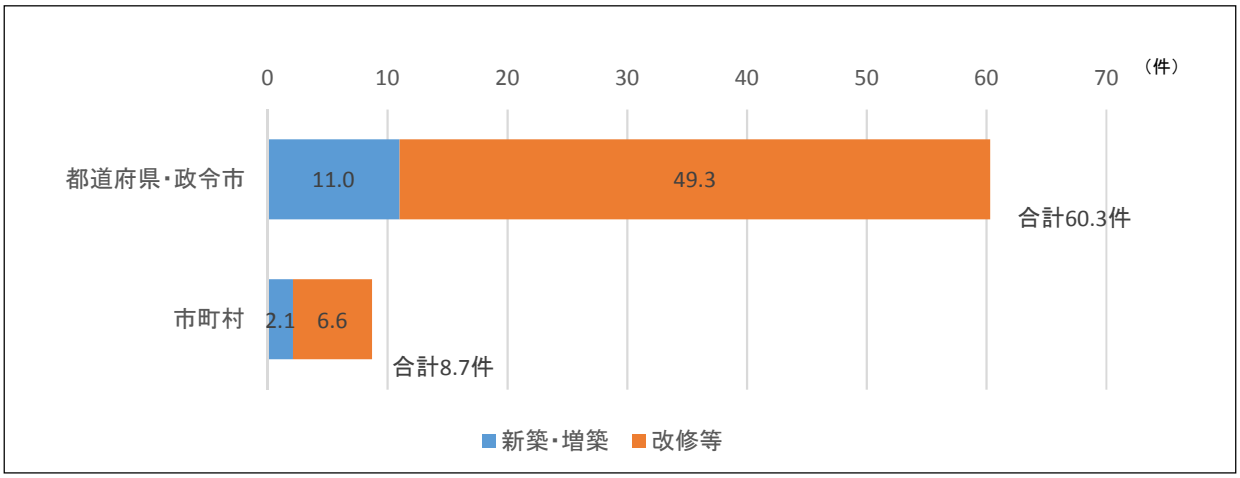

設計業務の平均発注件数（平成28年度）

２．新築設計業務の設計者選定方式

●主に採用している設計者選定方式

○平成28年度の新築設計業務（延べ面積300㎡超で基本設計を含むものに限る。以下同様。）において主に採用している設計者選定方式※は、都道府県・政令市の54.4%、市町村の30.4%がプロポーザル方式。

※平成28年度に、延べ面積300㎡超の新築設計業務で基本設計を含むものを発注する際、採用した設計者選定方式。
該当する設計業務が複数あり、業務により異なる設計者選定方式を採用した場合は、発注金額が最も多い方式とする。

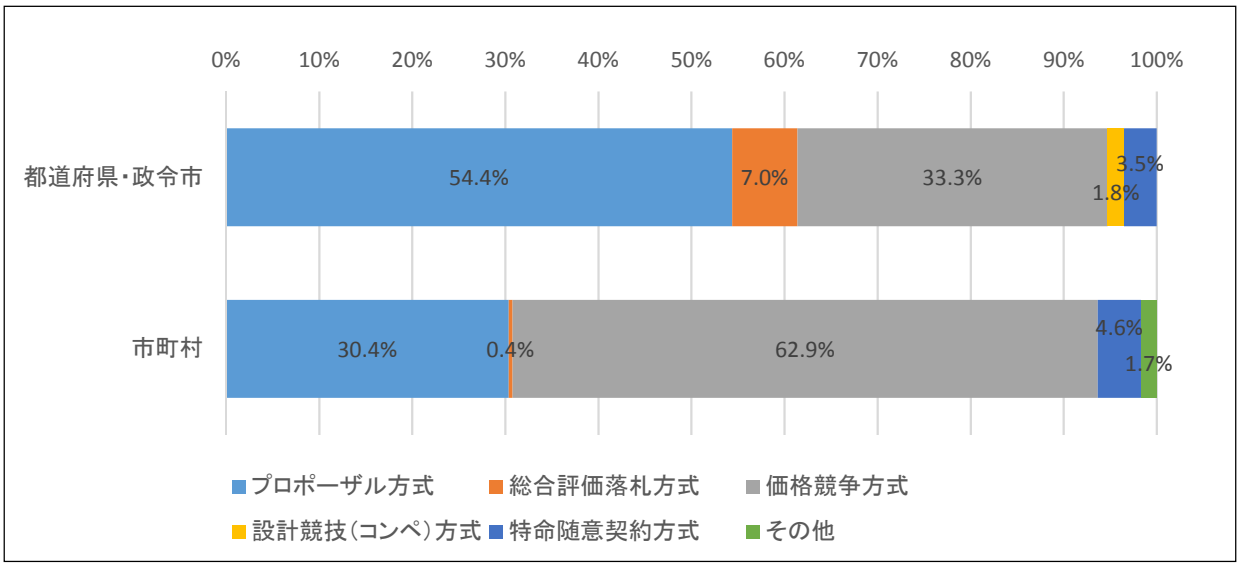

主に採用している設計者選定方式（平成28年度）

●新築設計業務で採用している設計者選定方式の割合

○新築設計業務において採用している設計者選定方式は、金額ベースで約５割がプロポーザル方式。

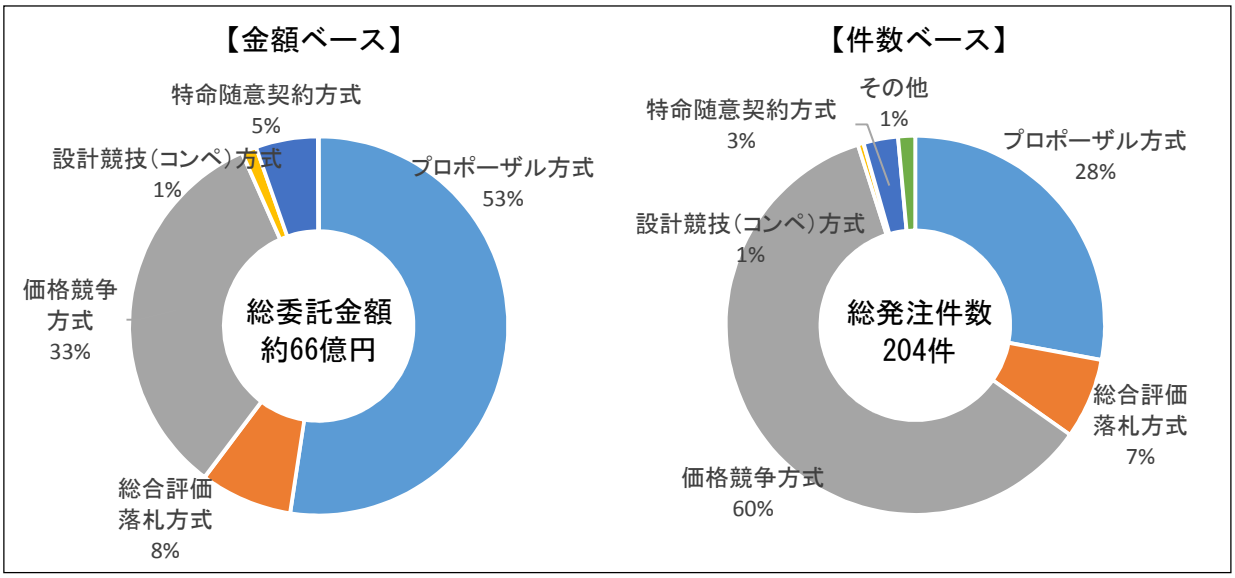

設計者選定方式の割合【都道府県・政令市】（平成28年度）

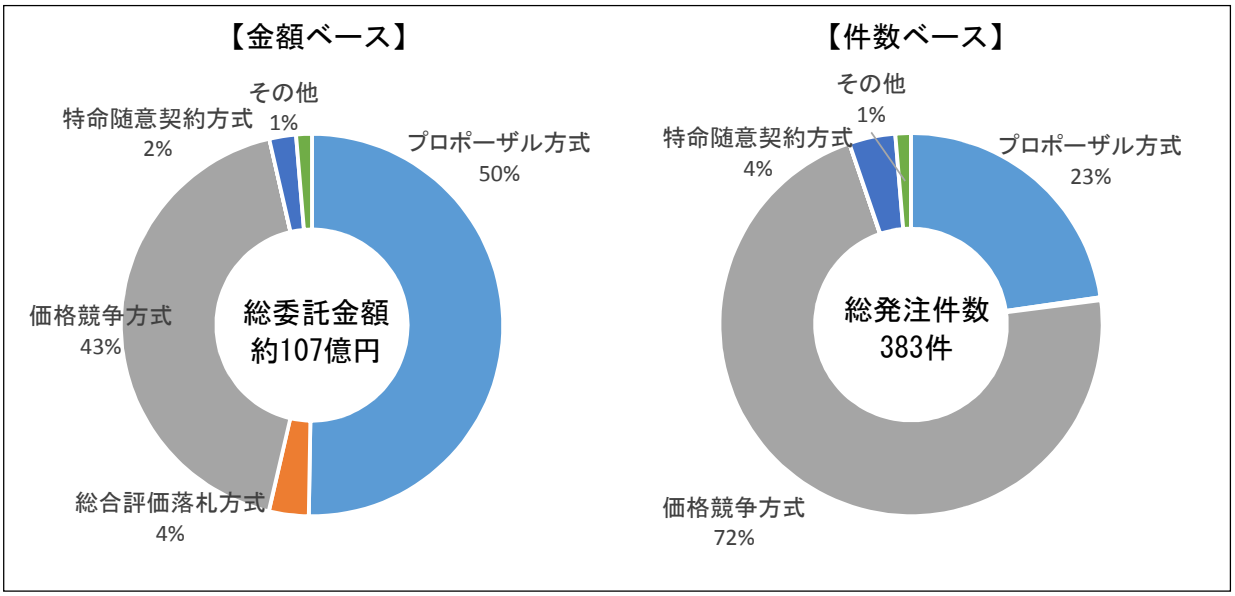

設計者選定方式の割合【市町村】（平成28年度）

	団体種別	プロポーザル方式	総合評価落札方式	価格競争方式	設計競技方式	特命随意契約方式	その他	合計
金額	都道府県・政令市	3,485	523	2,198	85	354	3	6,648
（百万円）	市町村	5,401	360	4,594	0	242	144	10,741
件数	都道府県・政令市	57	14	123	1	6	3	204
（件）	市町村	87	1	275	0	15	5	383

●建物規模別　新築設計業務で採用している設計者選定方式の割合

○新築設計業務で採用している設計者選定方式の割合（金額ベース）を建物規模別にみると、建物の延べ面積が大きいほど、プロポーザル方式の採用割合が高い傾向にある。

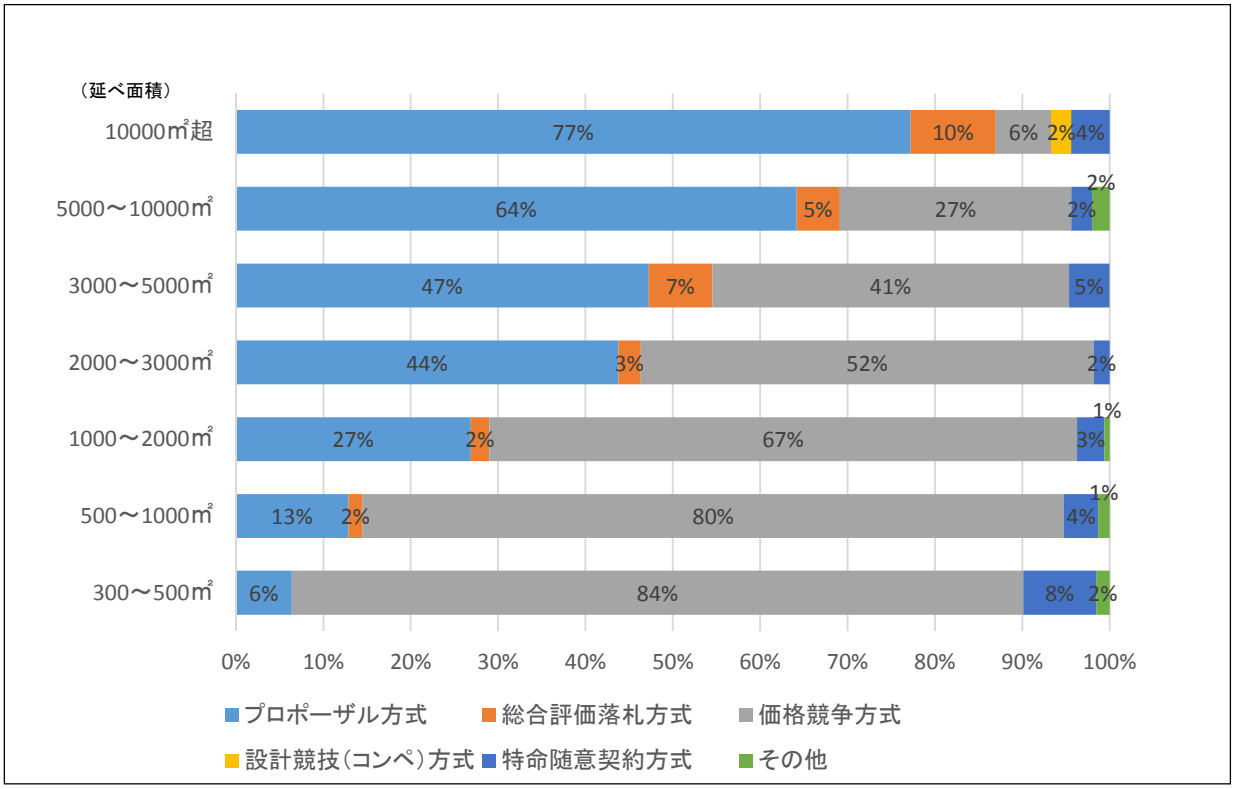

建物規模別　新築設計業務の設計者選定方式の割合【金額ベース】（平成28年度）
（都道府県・政令市、市町村合計）

３．プロポーザル方式を採用しない場合の理由

〇新築設計業務においてプロポーザル方式を採用しない場合の理由については、都道府県・政令市では、「内規に定められた基準等により」設計者選定方式を選択しているとの理由が多い。市町村では「設計にかかる費用を安く抑えたい」との理由が多い。

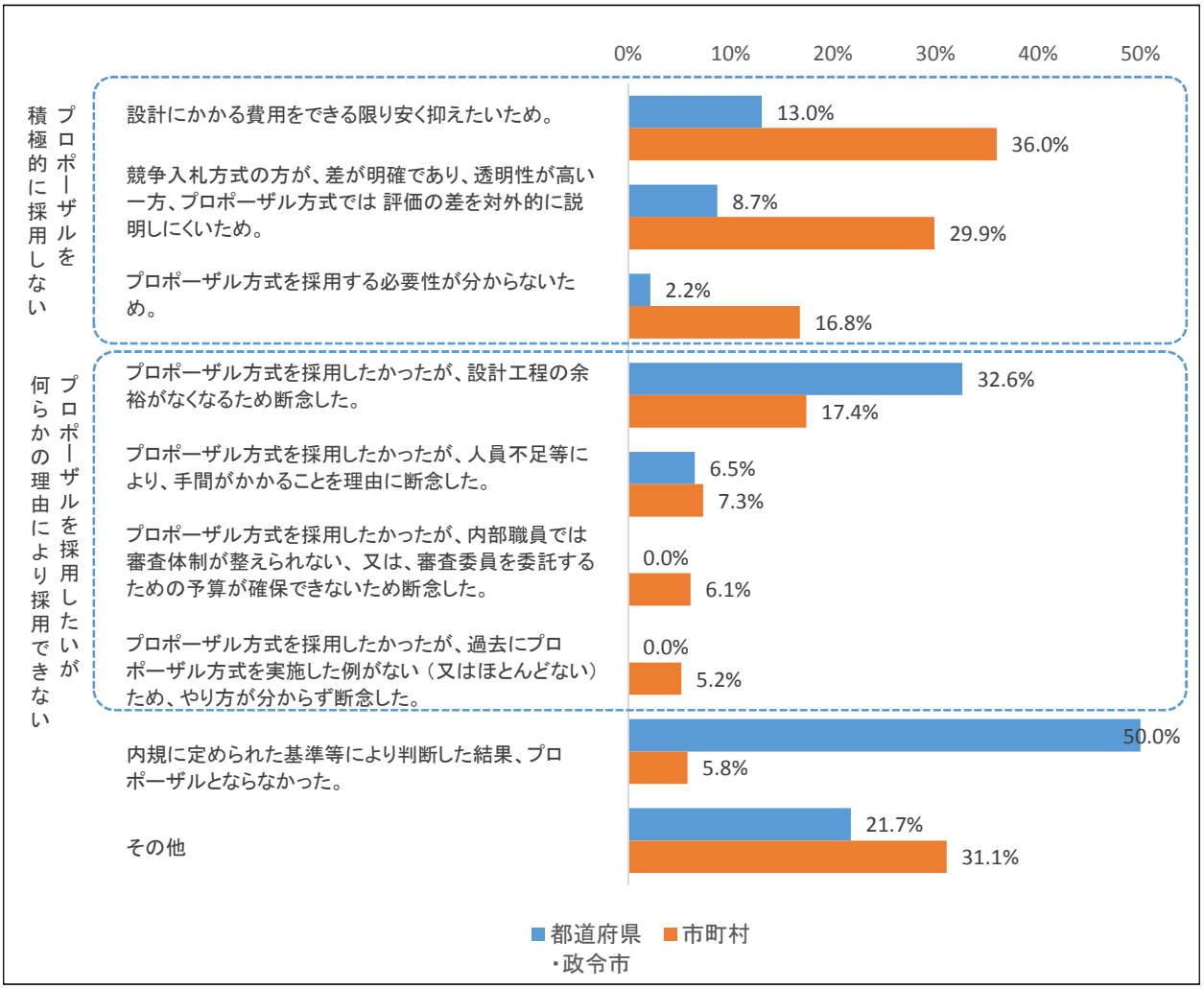

新築設計業務においてプロポーザル方式を採用しなかった理由

	都道府県・政令市	市町村
設計にかかる費用をできる限り安く抑えたいため。	6	118
競争入札方式の方が、差が明確であり、透明性が高い一方、プロポーザル方式では評価の差を対外的に説明しにくいため。	4	98
プロポーザル方式を採用する必要性が分からないため。	1	55
プロポーザル方式を採用したかったが、設計工程の余裕がなくなるため断念した。	15	57
プロポーザル方式を採用したかったが、人員不足等により、手間がかかることを理由に断念した。	3	24
プロポーザル方式を採用したかったが、内部職員では審査体制が整えられない、又は、審査委員を委託するための予算が確保できないため断念した。	0	20
プロポーザル方式を採用したかったが、過去にプロポーザル方式を実施した例がない（又はほとんどない）ため、やり方が分からず断念した。	0	17
内規に定められた基準等により判断した結果、プロポーザルとならなかった。	23	19
その他	10	102

有効回答数：都道府県・政令市(46)、市町村(328)

４．プロポーザル方式における評価項目

〇都道府県・政令市、市町村ともに、技術提案に係る評価項目を設定している割合が最も大きいほか、実績や資格を評価項目としている割合が大きい。

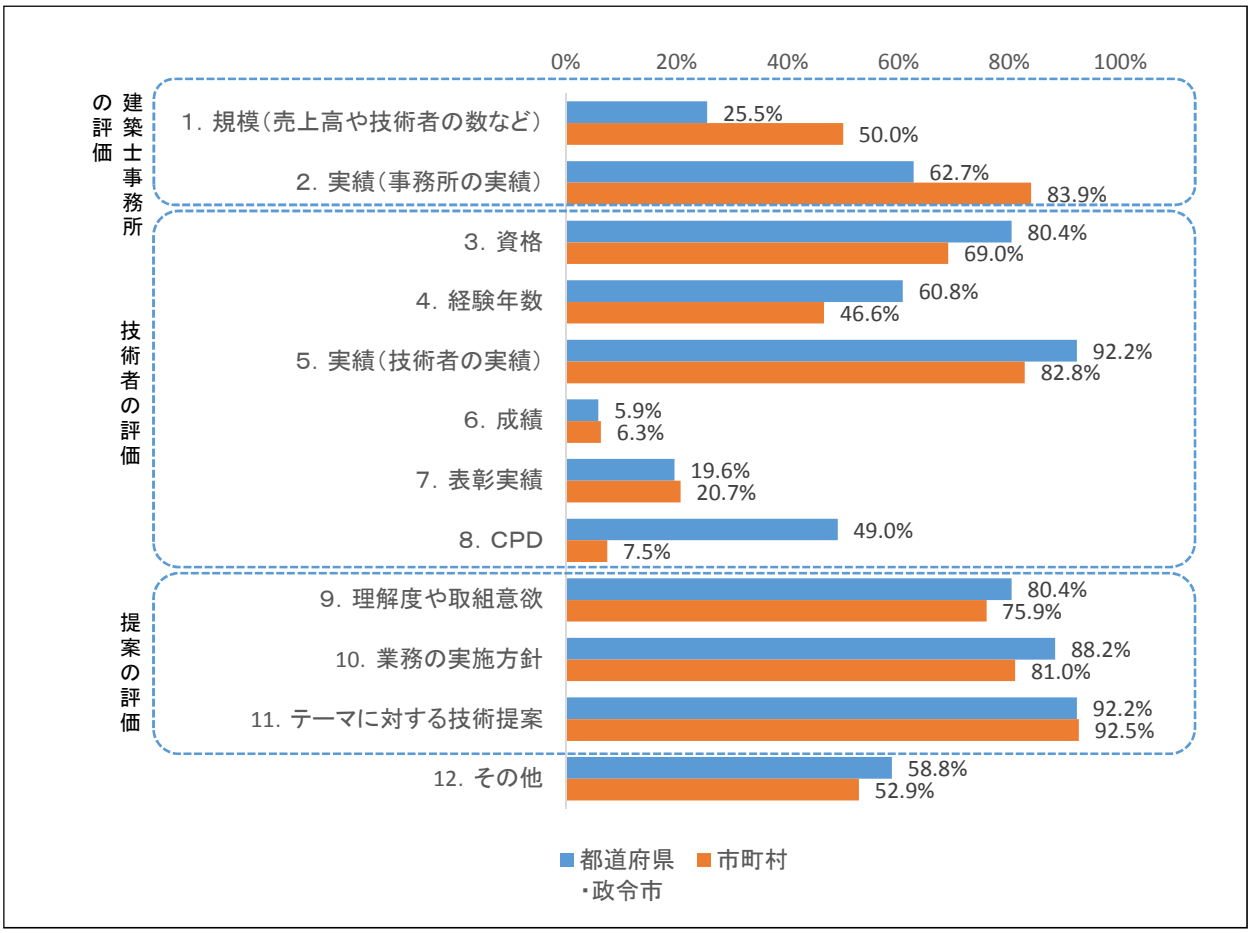

プロポーザル方式における評価項目

	評価項目	都道府県・政令市	市町村
建築士事務所の評価	１．規模（売上高や技術者の数など）	13	87
	２．実績（事務所の実績）	32	146
技術者の評価	３．資格	41	120
	４．経験年数	31	81
	５．実績（技術者の実績）	47	144
	６．成績	3	11
	７．表彰実績	10	36
	８．ＣＰＤ	25	13
技術提案の評価	９．理解度や取組意欲	41	132
	10．業務の実施方針	45	141
	11．テーマに対する技術提案	47	161
その他	12．その他	30	92

有効回答数：都道府県・政令市(51)、市町村(174)

５．プロポーザル方式の採用についての今後の見通し

〇都道府県・政令市においては、プロポーザル方式を「これまで継続的に実施しており、今後も継続」するとした団体が全体の４分の３を占める。市町村では、「近年プロポーザル方式の採用実績がないが、機会があれば採用したい」とした団体が約５割を占める。

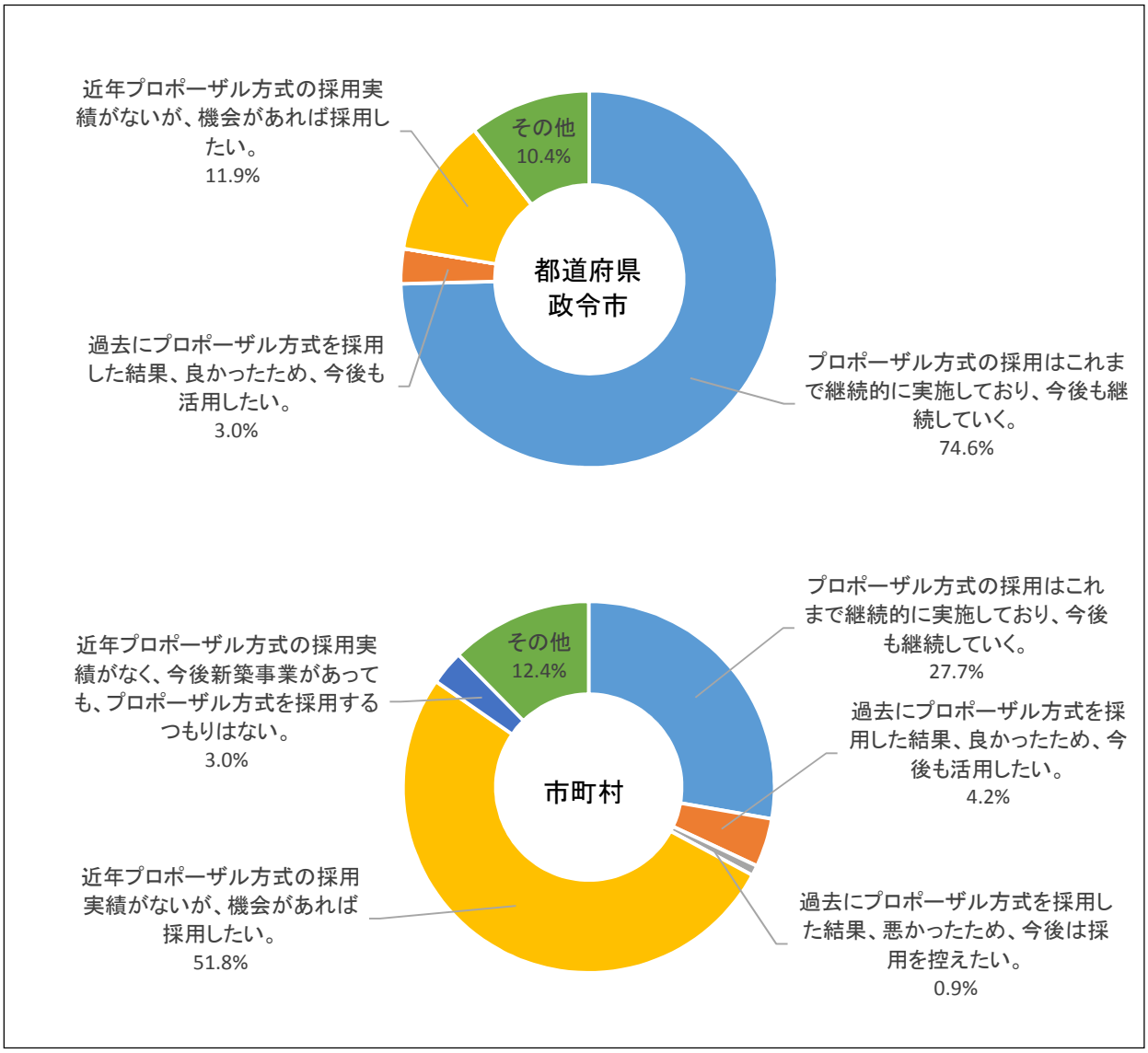

プロポーザル方式の採用についての今後の見通し

	都道府県・政令市	市町村
プロポーザル方式の採用はこれまで継続的に実施しており、今後も継続していく。	50	157
過去にプロポーザル方式を採用した結果、良かったため、今後も活用したい。	2	24
過去にプロポーザル方式を採用した結果、悪かったため、今後は採用を控えたい。	0	5
近年プロポーザル方式の採用実績がないが、機会があれば採用したい。	8	293
近年プロポーザル方式の採用実績がなく、今後新築事業があっても、プロポーザル方式を採用するつもりはない。	0	17
その他	7	70

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(566)

６．設計意図伝達業務の委託状況

〇新築工事において標準的に設計意図伝達業務を委託する団体は、都道府県・政令市で26.9%、市町村で55.1%。

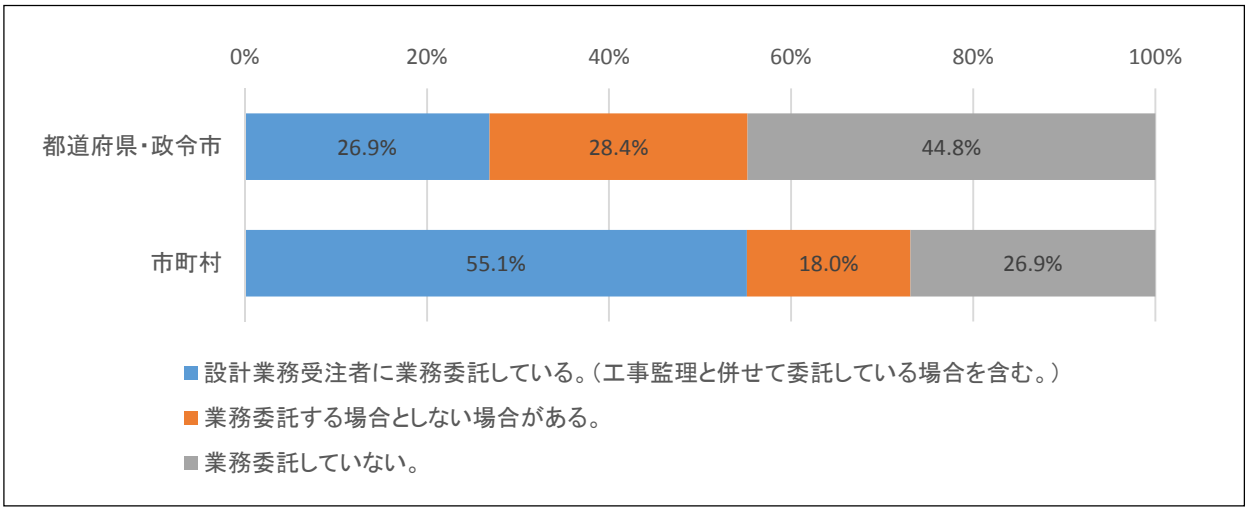

新築工事における設計意図伝達業務の委託状況

※「設計意図伝達業務」とは、工事の施工段階で設計者が設計意図を施工者に伝達する業務をいう。

	都道府県・政令市	市町村
設計業務受注者に業務委託している。（工事監理と併せて委託している場合を含む。）	18	316
業務委託する場合としない場合がある。	19	103
業務委託していない。	30	154

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(573)

７．工事監理業務の委託状況

〇都道府県・政令市、市町村ともに、設計業務受注者に委託している団体が約６割と多いほか、都道府県・政令市においては、職員自ら工事監理を行っている団体も多い。

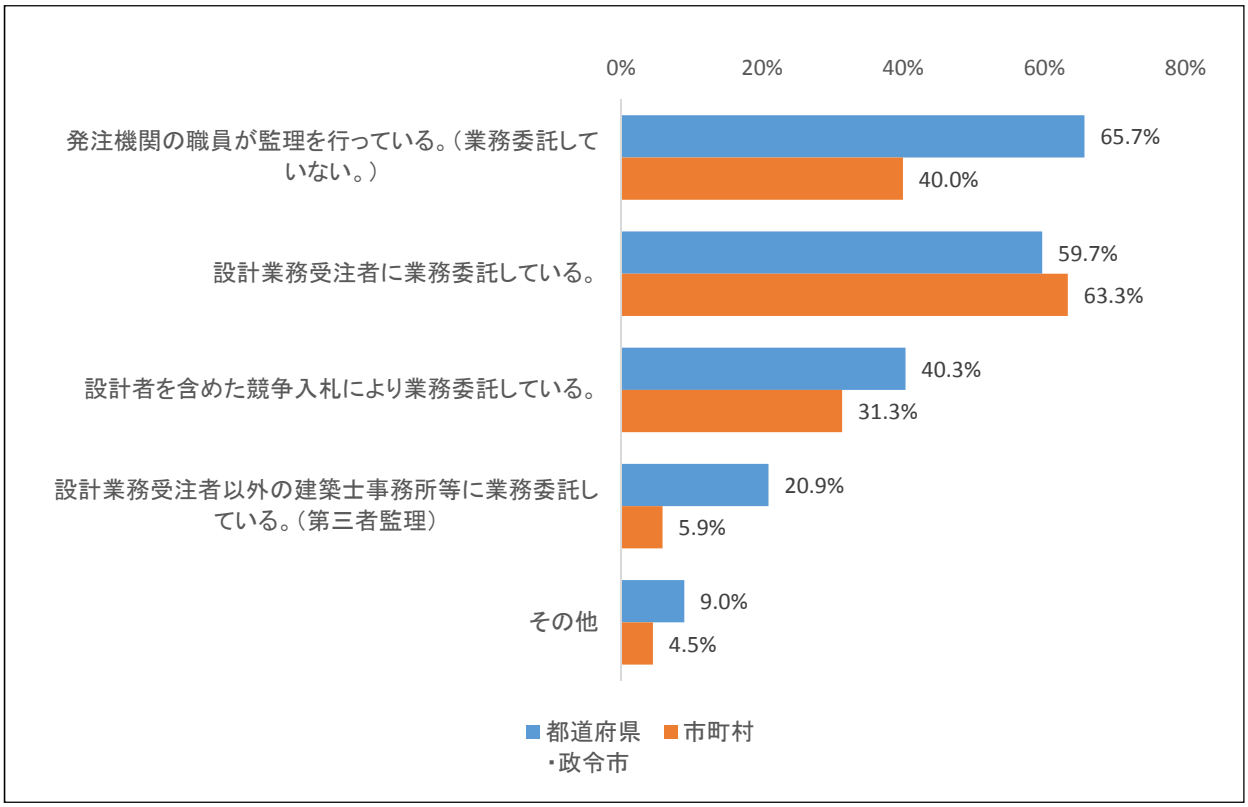

新築工事における工事監理業務の委託状況

	都道府県・政令市	市町村
発注機関の職員が監理を行っている。（業務委託していない。）	44	231
設計業務受注者に業務委託している。	40	366
設計業務受注者以外の建築士事務所等に業務委託している。（第三者監理）	14	34
設計者を含めた競争入札により業務委託している。	27	181
その他	6	26

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(578)

８．設計業務における委託料の算定方法

〇都道府県・政令市及び市町村ともに、「平成21年国土交通省告示第15号」や「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」を用いている団体が多い。

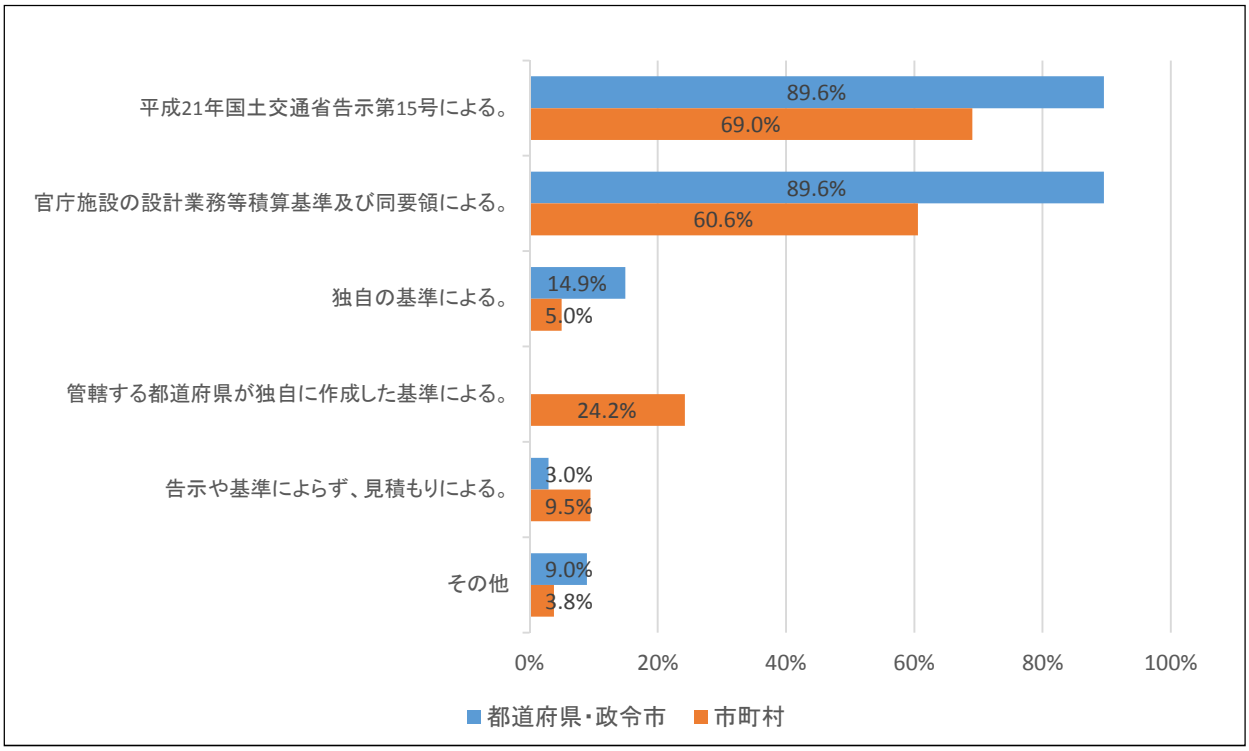

新築設計業務における委託料の算定方法

	都道府県・政令市	市町村
１．平成21年国土交通省告示第15号による。	60	399
２．官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領による。	60	350
３．独自の基準による。	10	29
４．管轄する都道府県が独自に作成した基準による。（市町村のみ）		140
５．告示や基準によらず、見積もりによる。	2	55
６．その他	6	22

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(578)

９．建築設計委託業務等の成績評定の実施状況

〇建築設計委託業務等の成績評定を実施している団体の割合は、都道府県・政令市が85.1%、市町村が約25.9%。

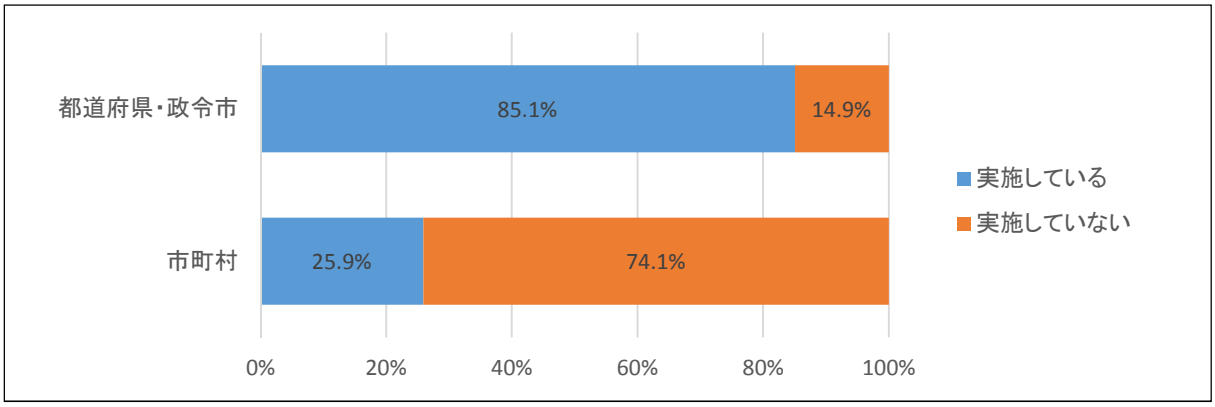

設計業務委託等成績評定を実施している団体の割合

	都道府県・政令市	市町村
実施している	57	149
実施していない	10	426

有効回答数：都道府県・政令市(67)、市町村(575)

10．ＢＩＭを活用した設計業務の実施状況

（都道府県・政令市のみ）

〇平成26～28年度の３年間に発注した設計業務のうち、ＢＩＭを活用した団体は都道府県・政令市で２団体。

※ＢＩＭ：ビルディング・インフォメーション・モデリング（コンピュータで３Ｄの建物情報モデルを構築すること）

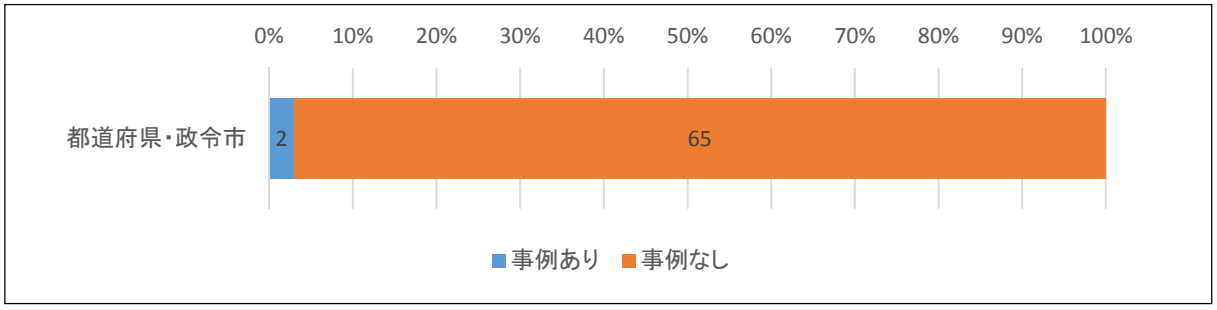

ＢＩＭを活用した設計業務を実施した団体の割合

	都道府県・政令市
事例あり	2
事例なし	65

有効回答数：都道府県・政令市(67)

平成１７～１８年度付託事項
「公共建築における発注関係事務に係る支援方策に関する検討」
のフォローアップ
アンケート調査結果

平成２８年６月

【調査概要】

1．調査目的：　平成２６年６月に「公共工事における品質確保の促進に関する法律」の改正が施行、これに基づき平成２６年９月に基本方針の改正が閣議決定され、平成２７年１月に「発注関係事務の運用に関する指針」が策定された。改正品確法では発注者責任の明確化が図られており、発注関係事務を適切に実施するための体制確保はますます重要となっている。これを踏まえ、全国営繕主管課長会議では「発注関係事務に係る支援方策」についての事例集の更新等を行うこととし、その検討の参考とすべく発注関係事務の実情等を調査した。

2．調査対象：　①市町村（１，４２５団体（回答数））

②都道府県（４７団体）、政令市（２０団体）

3．調査期間：　平成２７年７月１６日から平成２７年９月３０日

4．調査方法：　アンケート調査

1.市町村における営繕関係部局の技術職員

○市町村における営繕関係部局の技術職員（以下、営繕技術職員）の平均人数は5．3人であり、5人未満の市町村が全体の7割を占める。
○各市町村の人口(※)と営繕技術職員数には概ね相関があり、人口の多い市町村では営繕技術職員数も多い傾向にある。

営繕技術職員数（人）	5.3
（内訳）建築職（人）	3.8
電気職（人）	0.8
機械職（人）	0.6

各職種の営繕技術職員数（人，割合）
【市町村】

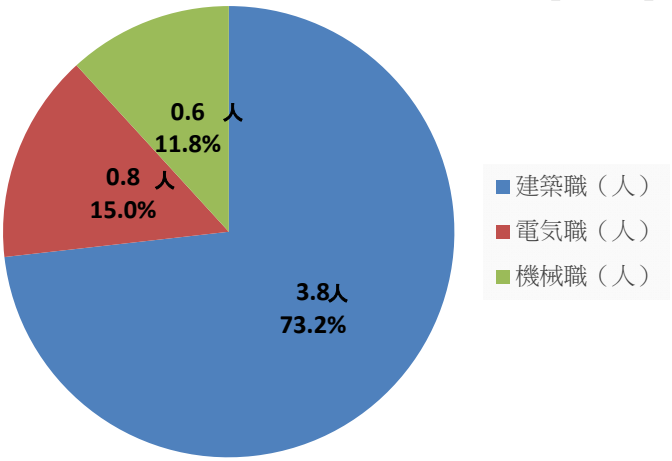

営繕技術職員数	市町村数	割合
0人	398	27.9%
1人	166	11.6%
2～4人	447	31.4%
5～9人	214	15.0%
10～19人	110	7.7%
20～49人	79	5.5%
50～99人	9	0.6%
100人以上	2	0.1%
全体	**1,425**	**100.0%**

営繕技術職員数の分布状況
【市町村】

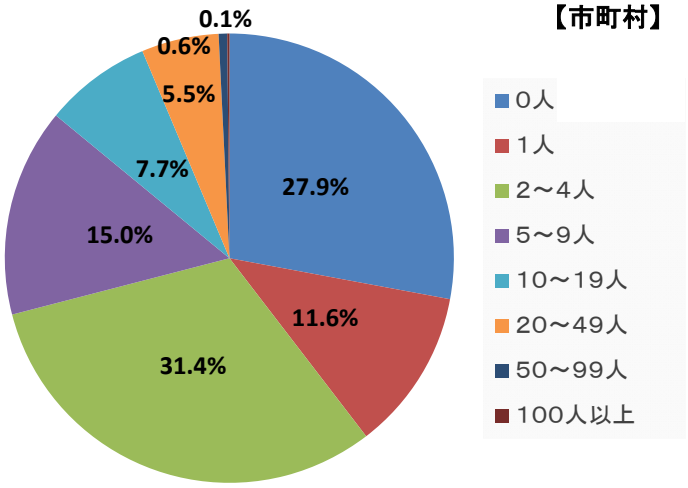

人口(※)に対する営繕技術職員数
【市町村】

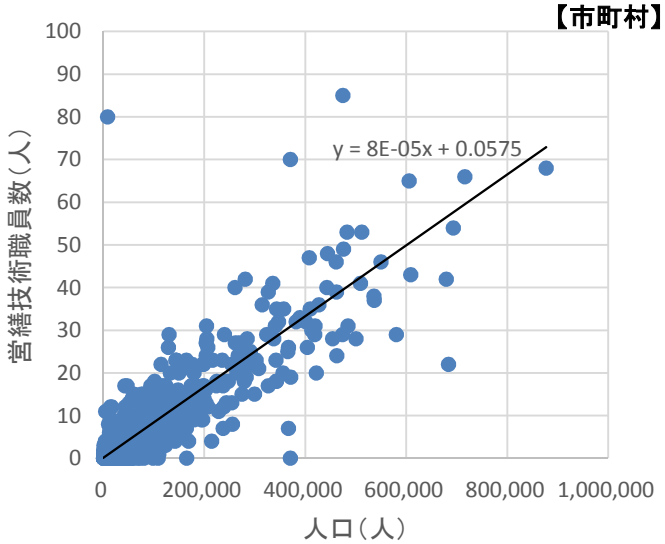

※人口については平成22年国勢調査人口等基本集計（総務省）による

2.市町村において対応の難しさを感じている事務

○建築物の工事・業務に係る事務において、対応の難しさを感じている事務について、市町村全体では「適切な予算の確保（61%）」、「工事や設計等の監理・検査（49%）」、「適切な図面の作成、施工条件の明示（43%）」が、営繕技術職員数にかかわらず課題となっている。
○営繕技術職員数が少ない市町村では、このうち特に「工事や設計等の監理・検査」が課題となっているところが多い。
○このほか、営繕技術職員数が多い市町村では、「円滑な発注（不調・不落対策）」、「適切な工期の設定」、「設計変更への適切な対応」が課題となっている。

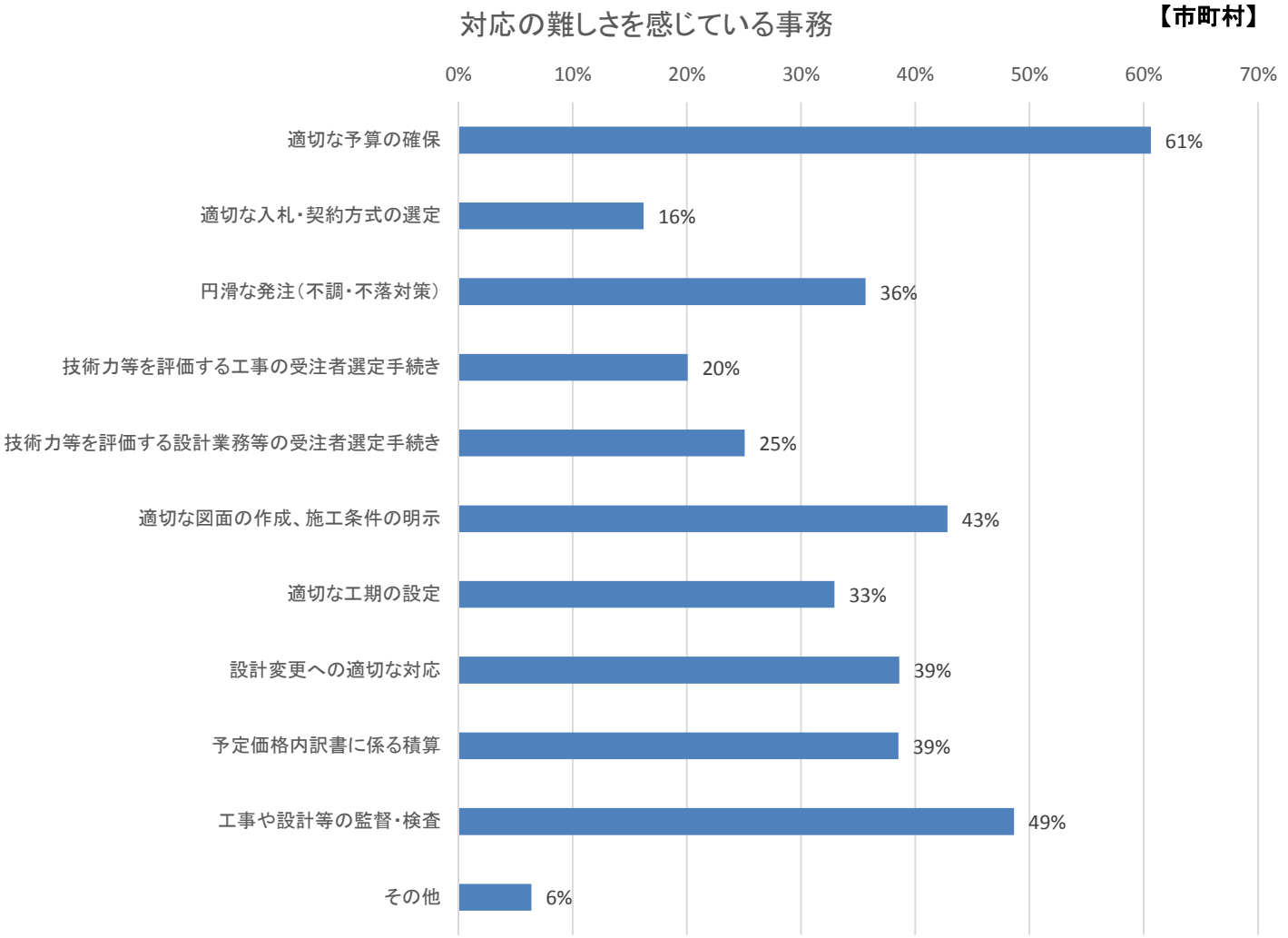

2.市町村において対応の難しさを感じている事務

【市町村】

対応の難しさを感じている事務（営繕技術職員数別）

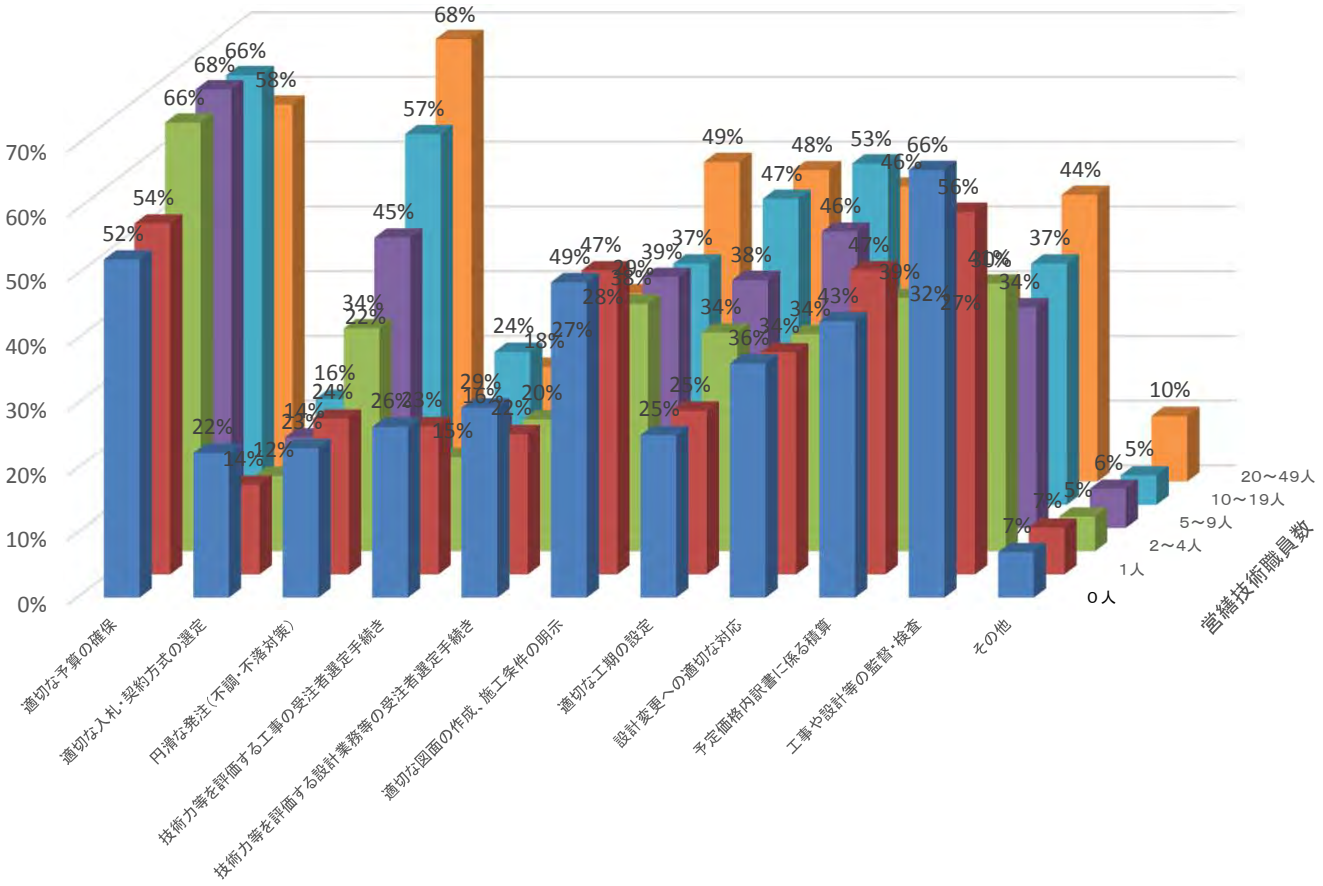

営繕技術職員数	0人		1人		2～4人		5～9人		10～19人		20～49人		50～99人		100人以上		全体	
回答数	398		166		447		214		110		79		9		2		1,425	
適切な予算の確保	208	52%	90	54%	296	66%	145	68%	73	66%	46	58%	4	44%	2	100%	**864**	**61%**
適切な入札・契約方式の選定	89	22%	23	14%	52	12%	30	14%	18	16%	17	22%	1	11%	1	50%	**231**	**16%**
円滑な発注 （不調・不落対策）	92	23%	40	24%	154	34%	96	45%	63	57%	54	68%	7	78%	2	100%	**508**	**36%**
技術力等を評価する工事の受注者選定手続き	105	26%	38	23%	65	15%	35	16%	26	24%	14	18%	2	22%	1	50%	**286**	**20%**
技術力等を評価する設計業務等の受注者選定手続き	117	29%	36	22%	91	20%	57	27%	31	28%	23	29%	1	11%	1	50%	**357**	**25%**
適切な図面の作成、施工条件の明示	194	49%	78	47%	171	38%	83	39%	41	37%	39	49%	3	33%	1	50%	**610**	**43%**
適切な工期の設定	100	25%	42	25%	151	34%	82	38%	52	47%	38	48%	3	33%	1	50%	**469**	**33%**
設計変更への適切な対応	144	36%	57	34%	150	34%	98	46%	58	53%	36	46%	7	78%	0	0%	**550**	**39%**
予定価格内訳書に係る積算	170	43%	78	47%	175	39%	69	32%	30	27%	24	30%	2	22%	1	50%	**549**	**39%**
工事や設計等の監督・検査	263	66%	93	56%	185	41%	73	34%	41	37%	35	44%	3	33%	0	0%	**693**	**49%**
その他	28	7%	12	7%	24	5%	13	6%	5	5%	8	10%	1	11%	0	0%	**91**	**6%**

3.市町村において対応が困難な理由

○対応の難しさを感じている事務がある場合に、対応が困難な理由について、市町村全体では「職員の知識や経験が十分でない（63%）」、「職員数が十分でない（58%）」、「予算が厳しい（49%）」が課題となっている。
○このうち、「職員の知識や経験が十分でない」は営繕技術職員数が最小と最大のレンジの市町村で課題としているところが多い。「職員数が十分でない」は営繕技術職員数が少ない市町村において、「予算が厳しい」は営繕技術職員数が多い市町村において課題となっている。
○このほか、「他部局との調整が十分でない」、「工程が厳しい」、「内部の意思決定等の手続きが厳しい」は営繕技術職員数が多いほど、「事業実施の機会が少ない（小規模な修繕程度しか実施していない）」は営繕技術職員数が少ないほど課題となっている。

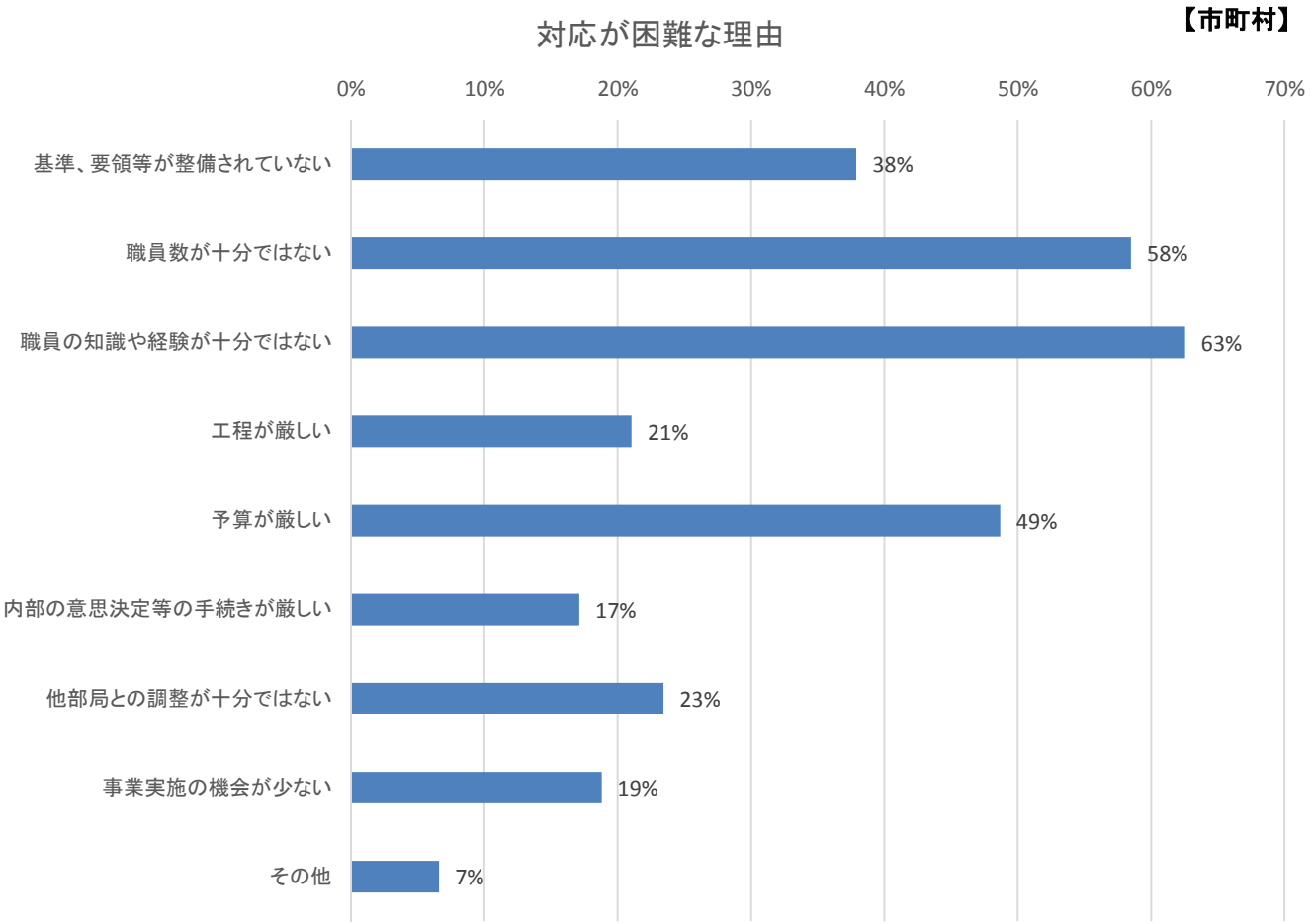

3.市町村において対応が困難な理由

【市町村】

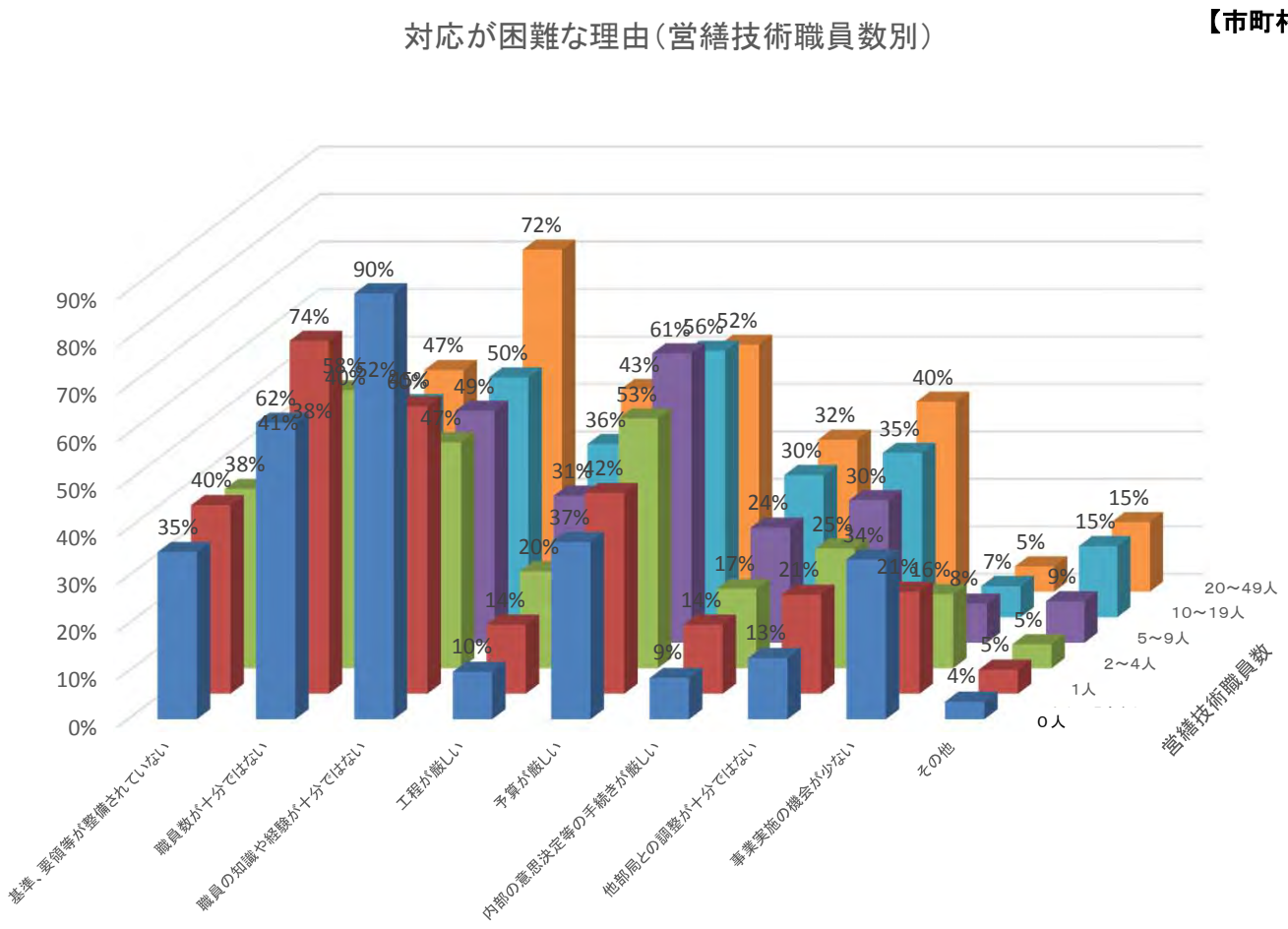

営繕技術職員数	0人		1人		2～4人		5～9人		10～19人		20～49人		50～99人		100人以上		全体	
回答数	382		159		438		207		107		75		8		2		1,378	
基準、要領等が整備されていない	134	35%	63	40%	165	38%	85	41%	41	38%	30	40%	3	38%	1	50%	522	38%
職員数が十分ではない	238	62%	118	74%	256	58%	108	52%	48	45%	35	47%	2	25%	1	50%	806	58%
職員の知識や経験が十分ではない	342	90%	96	60%	208	47%	101	49%	54	50%	54	72%	6	75%	1	50%	862	63%
工程が厳しい	38	10%	23	14%	89	20%	64	31%	39	36%	32	43%	4	50%	1	50%	290	21%
予算が厳しい	142	37%	67	42%	230	53%	126	61%	60	56%	39	52%	5	63%	2	100%	671	49%
内部の意思決定等の手続きが厳しい	33	9%	23	14%	73	17%	50	24%	32	30%	24	32%	1	13%	0	0%	236	17%
他部局との調整が十分ではない	49	13%	33	21%	110	25%	62	30%	37	35%	30	40%	2	25%	0	0%	323	23%
事業実施の機会が少ない （小規模な修繕程度しか実施していない）	128	34%	34	21%	68	16%	17	8%	7	7%	4	5%	1	13%	0	0%	259	19%
その他	14	4%	8	5%	22	5%	18	9%	16	15%	11	15%	2	25%	0	0%	91	7%

4.市町村において国、都道府県等に支援を望むこと

○建築物の工事・業務に係る事務を実施するうえで、国、都道府県等に支援を望むことについて、市町村全体では「基準、要領等のノウハウの共有（70%）」、「研修の開催、講師の派遣等（42%）」、「相談窓口の設置（34%）」が多くなっている。
○このうち、「基準、要領等のノウハウの共有」は、営繕技術職員数にかかわらず多くなっているが、特に営繕技術職員数が多い市町村でのニーズが高い。また、「研修の開催、講師の派遣等」も営繕技術職員数が多い市町村ほどニーズが高い。
○このほか、「発注関係事務に係る直接的な支援（書類の作成・確認等）」、「工事や設計等の監督・検査の委任や補助」、「工事や設計等の受託」は営繕技術職員数が少ない市町村ほど、「連絡会議の設置」は営繕技術職員数が多い市町村ほどニーズが高くなっている。

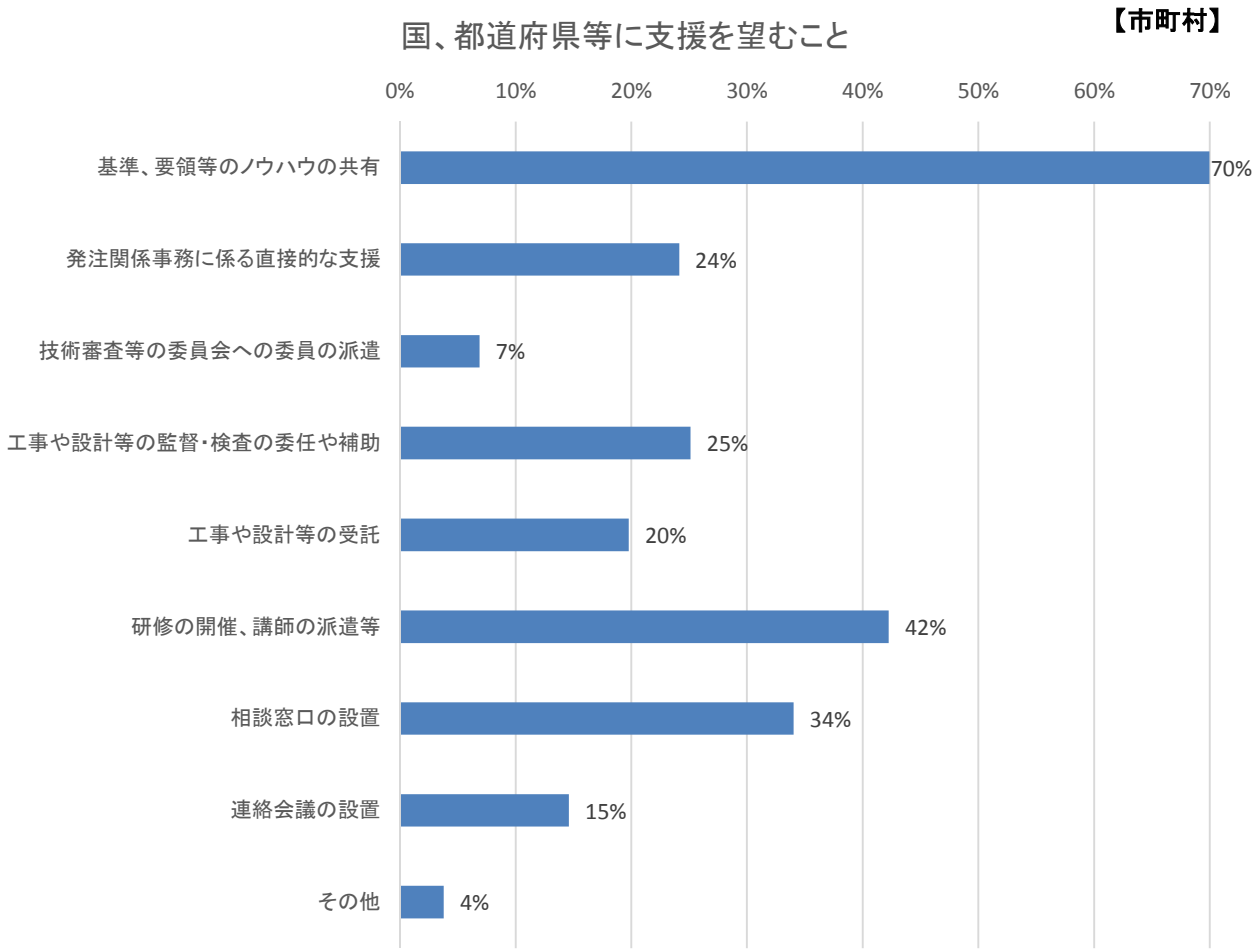

4.市町村において国、都道府県等に支援を望むこと

【市町村】

国、都道府県等に支援を望むこと（営繕技術職員数別）

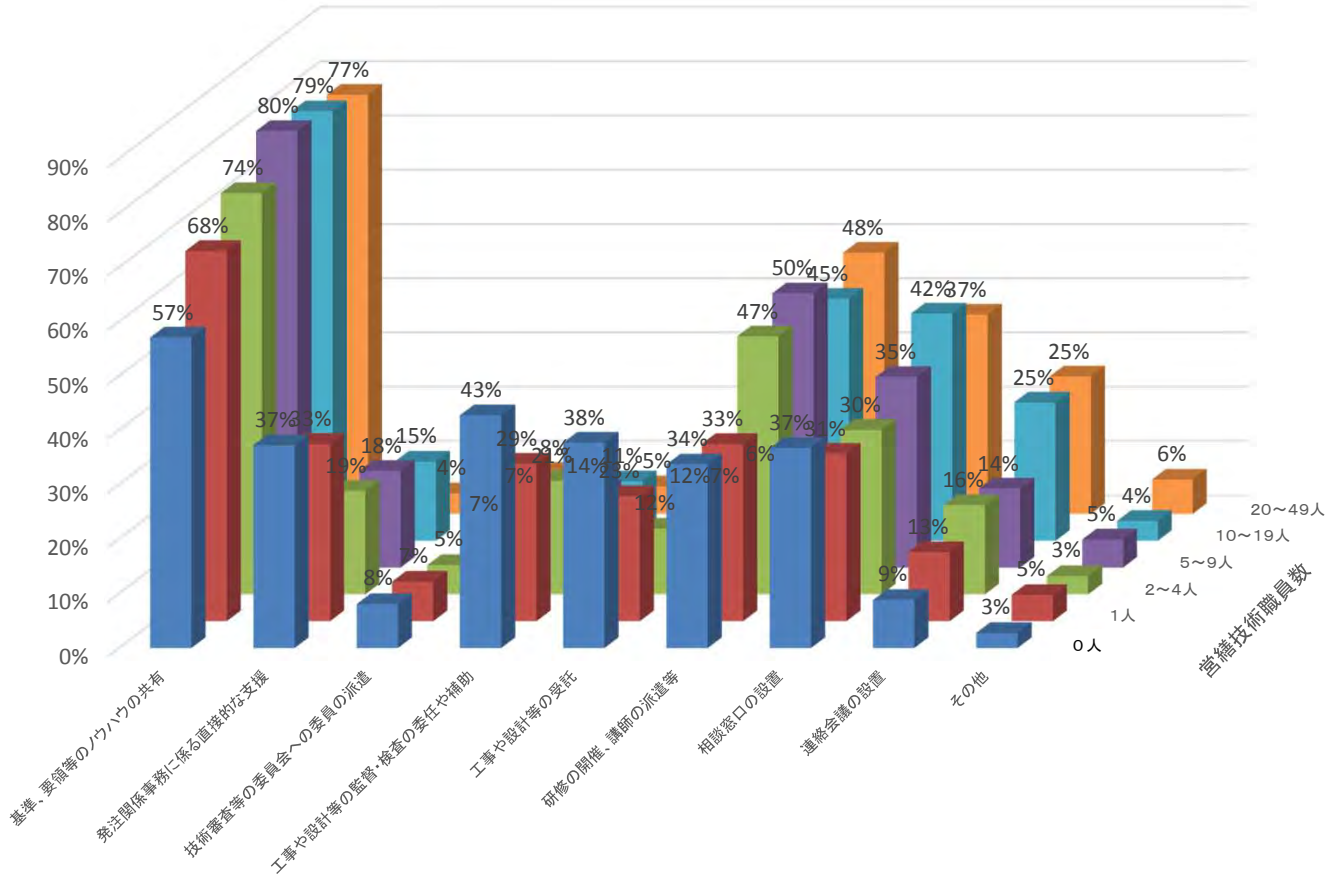

営繕技術職員数	0人		1人		2～4人		5～9人		10～19人		20～49人		50～99人		100人以上		全体	
回答数	398		166		447		214		110		79		9		2		1,425	
基準、要領等のノウハウの共有	227	57%	113	68%	330	74%	172	80%	87	79%	61	77%	6	67%	1	50%	**997**	**70%**
発注関係事務に係る直接的な支援（書類の作成・確認等）	148	37%	54	33%	85	19%	38	18%	16	15%	3	4%	0	0%	0	0%	**344**	**24%**
技術審査等の委員会への委員の派遣	32	8%	12	7%	24	5%	15	7%	8	7%	6	8%	1	11%	0	0%	**98**	**7%**
工事や設計等の監督・検査の委任や補助	170	43%	48	29%	93	21%	30	14%	12	11%	4	5%	1	11%	0	0%	**358**	**25%**
工事や設計等の受託	150	38%	38	23%	54	12%	26	12%	8	7%	5	6%	1	11%	0	0%	**282**	**20%**
研修の開催、講師の派遣等	134	34%	54	33%	212	47%	108	50%	49	45%	38	48%	6	67%	1	50%	**602**	**42%**
相談窓口の設置	146	37%	51	31%	135	30%	75	35%	46	42%	29	37%	3	33%	0	0%	**485**	**34%**
連絡会議の設置	35	9%	21	13%	73	16%	31	14%	28	25%	20	25%	0	0%	0	0%	**208**	**15%**
その他	11	3%	8	5%	15	3%	11	5%	4	4%	5	6%	0	0%	0	0%	**54**	**4%**

5.市町村において外部からの支援を活用した実績

○建築物の工事・業務に係る事務を実施するうえで、外部からの支援を活用した実績について、市町村全体では「民間のコンサルタント等に委託」した実績がある割合が46%、「国、都道府県等に相談」した実績がある割合は19%であった。
○「民間のコンサルタント等に委託」した実績は、営繕技術職員数が少ない市町村ほど多く、逆に「国、都道府県等に相談」した実績は、営繕技術職員数が多い市町村ほど多い。

【市町村】

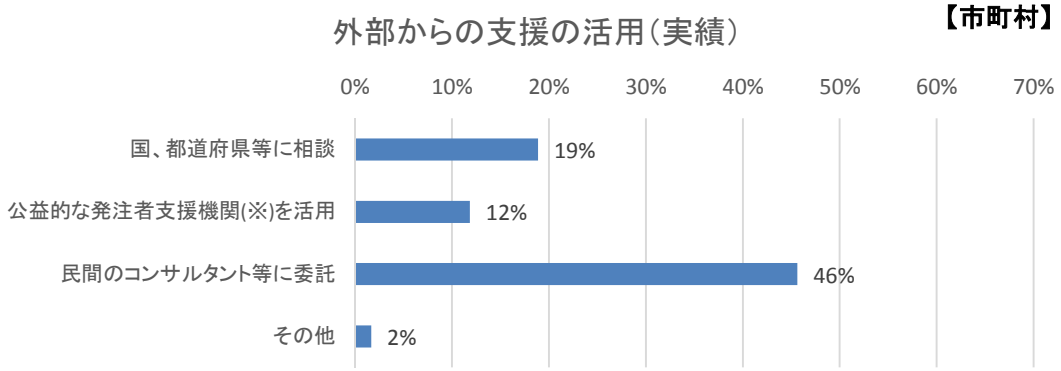

【市町村】

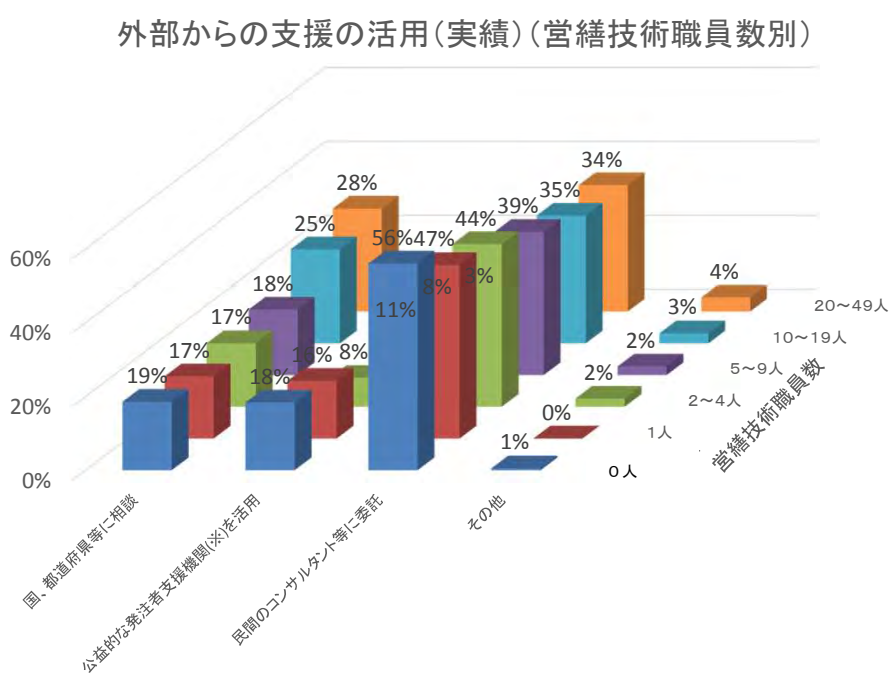

営繕技術職員数	0人		1人		2～4人		5～9人		10～19人		20～49人		50～99人		100人以上		全体	
回答数	398		166		447		214		110		79		9		2		1,425	
国、都道府県等に相談	74	19%	28	17%	77	17%	38	18%	28	25%	22	28%	1	11%	1	50%	**269**	**19%**
公益的な発注者支援機関(※)を活用	73	18%	26	16%	35	8%	23	11%	9	8%	2	3%	1	11%	0	0%	**169**	**12%**
民間のコンサルタント等に委託	223	56%	78	47%	197	44%	83	39%	38	35%	27	34%	3	33%	1	50%	**650**	**46%**
その他	2	1%	0	0%	10	2%	5	2%	3	3%	3	4%	1	11%	0	0%	**24**	**2%**

※公益性のある法人等で、発注関係事務を適切に実施することができる機関

6.市町村における外部からの支援の活用の検討

○建築物の工事・業務に係る事務を実施するうえで、外部からの支援を活用することの検討状況について、市町村全体では「民間のコンサルタント等に委託」を検討している割合は37%、「国、都道府県等に相談」の活用を検討している割合は22%であった。
○「民間のコンサルタント等に委託」の活用を検討している割合は、実績と同様に営繕技術職員数が少ない市町村ほど多い。

【市町村】

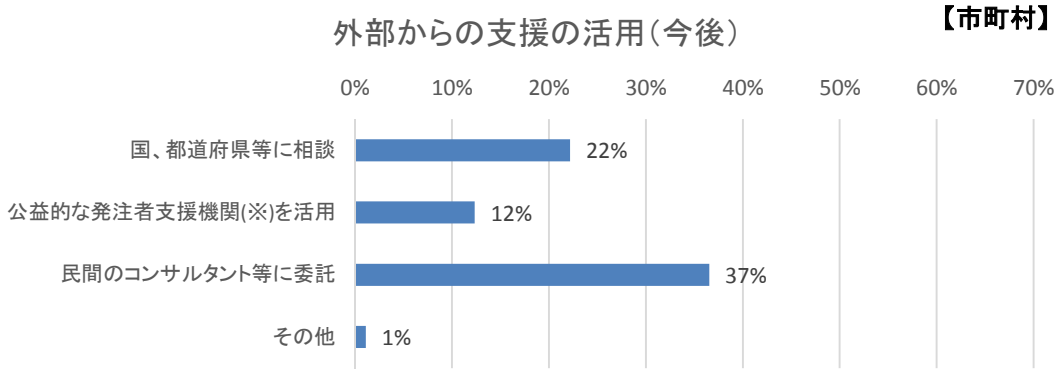

【市町村】

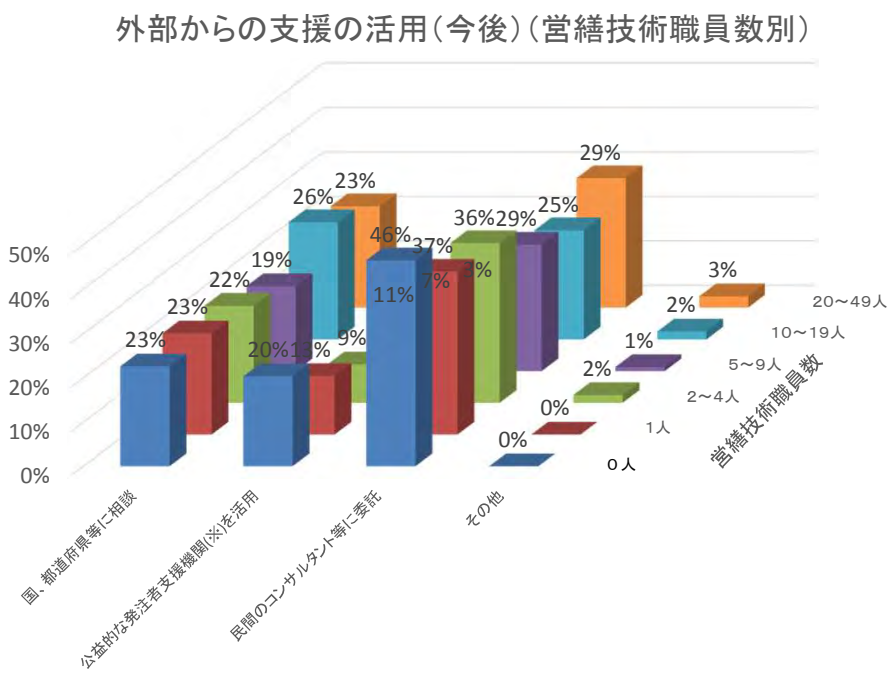

営繕技術職員数	0人		1人		2～4人		5～9人		10～19人		20～49人		50～99人		100人以上		全体	
回答数	398		166		447		214		110		79		9		2		1,425	
国、都道府県等に相談	90	23%	38	23%	98	22%	41	19%	29	26%	18	23%	1	11%	1	50%	316	22%
公益的な発注者支援機関(※)を活用	81	20%	22	13%	39	9%	24	11%	8	7%	2	3%	0	0%	0	0%	176	12%
民間のコンサルタント等に委託	185	46%	61	37%	161	36%	61	29%	27	25%	23	29%	2	22%	1	50%	521	37%
その他	0	0%	0	0%	8	2%	2	1%	2	2%	2	3%	2	22%	0	0%	16	1%

※公益性のある法人等で、発注関係事務を適切に実施することができる機関

7.都道府県における
市町村等を対象とする発注者支援への対応

○支援を望む市町村が多い「基準、要領等のノウハウの共有」、「研修の開催、講師の派遣等」については、6割以上の都道府県において対応可能としており、実際に半数近くの都道府県において実施事例がある。
○「相談窓口の設置」については51%の都道府県で対応可能とされているが、実際の実施実例は28%であった。
○「連絡会議の設置」、「技術審査等の委員会への委員の派遣」については、実際の実施事例が多いためか、支援を望むこととしてあげる市町村はあまり多くはなかった。
○営繕技術職員数が少ない市町村において支援が望まれる「発注関係事務に係る直接的な支援（書類の作成・確認等）」、「工事や設計等の監理・検査の委任や補助」、「工事や設計等の受託」について、対応可能としている都道府県は少なかった。

市町村等を対象とする発注者支援への対応　【都道府県】

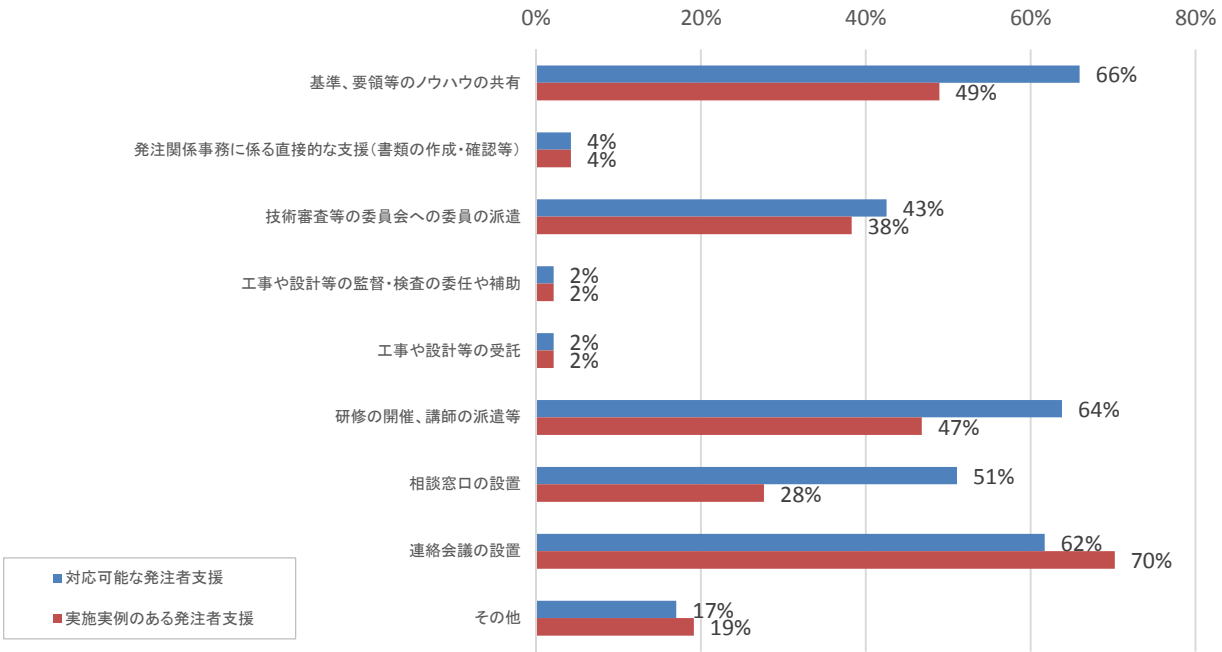

	対応可能な発注者支援		実施事例のある発注者支援	
	対応可能な都道府県数	割合	実例のある都道府県数	割合
基準、要領等のノウハウの共有	31	66%	23	49%
発注関係事務に係る直接的な支援（書類の作成・確認等）	2	4%	2	4%
技術審査等の委員会への委員の派遣	20	43%	18	38%
工事や設計等の監督・検査の委任や補助	1	2%	1	2%
工事や設計等の受託	1	2%	1	2%
研修の開催、講師の派遣等	30	64%	22	47%
相談窓口の設置	24	51%	13	28%
連絡会議の設置	29	62%	33	70%
その他	8	17%	9	19%

発注者支援業務事例集

平成３０年５月
全国営繕主管課長会議

はじめに

全国営繕主管課長会議では、平成 19 年 3 月に「発注者支援業務事例集」を作成しました。

平成 28 年 6 月にその更新版を作成し、発注者支援に対応する関係法人の支援メニューの更新を行ったほか、発注者支援業務の活用事例を収集し、業務内容や発注要件等の検討に当たっての参考情報として掲載しました。

この「発注者支援業務事例集」は、平成 29 年度に、既に掲載している法人の支援メニューの更新を行うとともに、新たに発注者支援に対応することとした法人を追加し、内容の充実を図ったものです。

＜平成 19 年 3 月に作成した「発注者支援業務事例集」については、次の HP に掲載しています。＞
http://www.mlit.go.jp/gobuild/hinkaku_hacchuu_shien.html

＜平成 28 年6月に作成した「発注者支援業務事例集」については、次の HP に掲載しています。＞
http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000028.html

目次

○　発注者支援業務等の参考事例　・・・・・　3
○　発注者支援に対応する関係法人の支援メニュー　・・・・・　9
・（一社）公共建築協会　・・・・・　10
・（一財）建築保全センター　・・・・・　20
・（一財）建築コスト管理システム研究所　・・・・・　23
・（一財）北海道建設技術センター　・・・・・　25
・（一財）宮城県建築住宅センター　・・・・・　27
・（公財）山形県建設技術センター　・・・・・　29
・山形県住宅供給公社　・・・・・　31
・（一財）茨城県建設技術公社　・・・・・　33
・（公財）とちぎ建設技術センター　・・・・・　35
・群馬県住宅供給公社　・・・・・　37
・（公財）群馬県建設技術センター　・・・・・　39
・埼玉県住宅供給公社　・・・・・　41
・（公財）千葉県建設技術センター　・・・・・　44
・千葉市住宅供給公社　・・・・・　47
・（一社）かながわ土地建物保全協会　・・・・・　49
・（一財）新潟県建設技術センター　・・・・・　51
・（一財）富山県建築住宅センター　・・・・・　53
・（公財）福井県建設技術公社　・・・・・　55
・（公社）山梨県建設技術センター　・・・・・　57
・山梨県住宅供給公社　・・・・・　59
・長野県住宅供給公社　・・・・・　61
・（公財）岐阜県建設研究センター　・・・・・　63
・（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター　・・・・・　65
・愛知県住宅供給公社　・・・・・　67
・（公財）三重県建設技術センター　・・・・・　72
・（一財）京都技術サポートセンター　・・・・・　74
・（一財）大阪建築技術協会　・・・・・　76
・（一財）島根県建築住宅センター　・・・・・　78
・広島県住宅供給公社　・・・・・　80
・（公社）高知県建設技術公社　・・・・・　82
・（公財）福岡県建設技術情報センター　・・・・・　84
・（公財）佐賀県建設技術支援機構　・・・・・　86
・（公財）長崎県建設技術研究センター　・・・・・　88
・大分県住宅供給公社　・・・・・　90
・（公財）宮崎県建設技術推進機構　・・・・・　92
・（公財）鹿児島県住宅・建築総合センター　・・・・・　94
・（公社）日本建築士会連合会　・・・・・　96
・（一社）日本建築士事務所協会連合会　・・・・・　97
・（公社）日本建築家協会　・・・・・　98

公益社団法人　日本建築家協会

支援機関名	住所	東京都渋谷区神宮前2-3-18JIA館
	URL	http://www.jia.or.jp/
	問合せ先(E-mail)	jharada@jia.or.jp
	問合せ先(電話番号)	03-3408-7125
	営業時間	平日　9:00～17:30

1. 実施の方針及び実施体制

■公益社団法人　日本建築家協会(JIA)は4,000名弱の正会員を擁する建築家の全国組織であり、ほぼすべての正会員は建築計画・意匠設計を主業務とする一級建築士です。10の支部と、59の地域会で組織され、全国の自治体との連携を図る体制をとっています。また、国際建築家連合(UIA)に日本を代表して加盟しています。

■日本建築家協会は公益団体として地域環境と公共建築物の質の向上を目的に、主に次の三つの支援業務を考えております。
1)地域のまちづくり・地域固有の課題解決へのアドバイスおよび市民対話等ファシリテーターの派遣。
2)建築物の企画・基本計画の策定協力および設計与条件の取りまとめ等への協力・支援。
3)設計者選定へのアドバイスおよび設計者選定プロポーザルの運営協力・支援。設計競技(コンペティション)による設計案選定の企画運営および審査への協力・支援。それらへの審査員の派遣等。

■日本建築家協会では、発注者支援業務を行なうにあたり、組織として直接支援業務を行なう形のほか、適切な人材の選任・派遣の要請にお答えできます。また会員である建築家ないしその建築家が所属する建築士事務所との協働、さらに他の建築専門家団体との連携体制をとる等、多様な形態での対応が可能です。

【支部(所在地)】
北海道支部(北海道札幌市)
東北支部(宮城県仙台市)……地域会:青森・秋田・岩手・宮城・山形・福島
関東甲信越支部(東京都渋谷区)…地域会:茨城・栃木・群馬・神奈川・千葉・埼玉・山梨・長野・新潟・渋谷・文京・城東・新宿・中野・杉並・三多摩・世田谷・千代田・中央・城南・城北・港・目黒
東海支部(愛知県名古屋市)……地域会:静岡・愛知・岐阜・三重
北陸支部(石川県金沢市)……地域会:石川・富山・福井
近畿支部(大阪府大阪市)……地域会:滋賀・京都・兵庫・奈良・和歌山・大阪
中国支部(広島県広島市)……地域会:岡山・広島・山口・島根・鳥取
四国支部(高知県高知市)……地域会:愛媛・香川・徳島・高知
九州支部(福岡県福岡市)……地域会:北福岡・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄支部(沖縄県那覇市)

2. 発注者支援メニュー（直接的支援）

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	設計者選定手続	適切な設計者選定の方式決定のための技術的支援・助言等	○
		プロポーザル方式の運営	与条件整理から契約締結に至るまでの手続、技術審査などの実施の支援等	○
		設計コンペ（設計競技）の運営	与条件整理から契約締結に至るまでの手続、技術審査などの実施の支援等	○
		設計業務の進行管理・発注者への技術支援	設計業務進行中の設計内容確認、デザインレビューの開催、発注者への技術的支援等	○
		設計成果物の審査	設計業務に関する成果物の審査、検収の支援	○
		設計VEの実施	設計VEの条件設定、採否および査定を含む適切な実施の支援等	○
		設計業務成績評定	成績評定の実施の支援	○
		コスト管理	コスト管理の実施の支援	○
	b.積算関係	工事予定価格の作成		○
		特殊工法等歩掛作成		
		積算業務委託の実施		○
	c.工事入札・契約関係	工事請負業者選定手続	多様な発注方式に基づく工事請負業者選定の方式決定のための支援	○
		総合評価落札方式の運営	与条件整理から契約締結に至るまでの手続、技術審査などの実施の支援	○
		有識者委員会の運営	委員選定の支援及び委員の運営の支援	○
	d.工事関係	監督業務	監督の補助	○
		検査業務	完成検査、既済部分検査、中間技術検査などにおける給付の完了の確認のための検査及び技術検査の補助	○
		契約後VEの実施	技術提案の条件設定、審査の実施に関する技術的支援	○
		工事成績評定	工事成績評定の実施の支援	○
発注関係事務以外	e.企画関係	中長期施設整備計画作成	中長期施設整備計画、既存施設の活用提案等を含む計画の作成の支援	○
		基本構想作成	公共用地の利用・施設基本構想の作成および基本構想段階におけるコスト管理の実施の支援	○
		基本計画作成	施設基本計画の作成・基本設計のための設計与条件の策定支援および基本設計段階におけるコスト管理の実施の支援	○
	f.予算要求関係	施設整備費の予算書作成	予算概算要求資料の作成の支援	
		維持管理費の予算書作成		
	g.施設評価関係	事業評価の実施	新規事業採択時評価、再評価、事後評価の実施の支援	○
		事業評価委員会の運営	委員選定の支援及び委員会の運営の支援	
		顧客満足度調査	CS調査に関する検討及び実施の支援	
	h.保全関係	保全システムの構築		○
		保全マニュアルの作成		○
		保全業務仕様書関係		○
		保全積算関係		○
		定期点検関係		
		診断・改修計画関係		
		調査関係		
		施設運用関係		

	i.入札・契約制度運営	入札監視委員会の運営		
	j.新たな事業手法	PFI関係	PFI方式等による事業実施の与条件整理から契約締結に至るまでの手続、技術審査などの実施の支援及び事業実施期間中の業績監視などの実施の支援	
		各種入札・契約方式関係	設計・施工一括発注方式等多様な入札・契約方式における与条件整理から契約締結に至るまでの手続、技術審査などの実施の支援	○
		ESCO関係	ESCO事業導入に関する検討、省エネルギー診断、事業実施に向けての与条件整理から契約締結に至るまでの手続、技術審査などの実施の支援	
	k.アドバイザー業務	まちづくり計画等	まちづくり計画・地域環境の向上のための施策提案・住民参加型のまちづくりのためのアドバイスおよび専門家派遣等の支援	○

3. 発注者支援メニュー（間接的支援）

区分	業務分類	業務項目	業務細目	業務実施の可否
発注関係事務	a.設計関係	技術基準類に係る検討等	建築設計・土地利用・まちづくり計画等の技術基準類に関する調査検討業務への支援協力	○
		研修・講習の実施		
	b.積算関係	技術基準類に係る検討等		○
		研修・講習の実施		
	c.工事入札・契約関係	技術基準類に係る検討等		
		研修・講習の実施		
	d.工事関係	技術基準類に係る検討等		○
		研修・講習の実施		
発注関係事務以外	e.企画関係	技術基準類に係る検討等	施設計画・既存施設の活用に関する調査業務および関係技術基準の整備等への支援協力	○
		研修・講習の実施		
	f.予算要求関係	技術基準類に係る検討等		
		研修・講習の実施		
	g.施設評価関係	技術基準類に係る検討等	既存施設の現況調査および機能更新・用途変更等の活用策に関する調査への支援協力	○
		研修・講習の実施		
	h.保全関係	技術基準類に係る検討等		○
		研修・講習の実施		
	i.入札・契約制度運営	技術基準類に係る検討等		
		研修・講習の実施		
	j.新たな事業手法	技術基準類に係る検討等		
		研修・講習の実施		

4. これまでの主な業務実績

プロジェクト名	公募方法	JIA支援内容					備考
		要綱整備	進行調整	審査員推薦	審査方法提案	広報協力	
2009							
JIA KINKI U-40 設計コンペティション 六甲山上の展望台	実施コンペ	○	○	○	○	○	二段階選抜、二次審査公開プレゼンテーション
2010							
北九州市公園トイレ提案設計競技	公募プロポ	○	○	○	○	○	二段階選抜、二次審査公開プレゼンテーション
愛野めぐみ教会設計コンペ	コンペ	○	○	○	○	○	二段階選抜、二次審査公開プレゼンテーション
逗子市第一運動公園再整備	実施コンペ	○	○	○	○	○	
2011							
(仮称)浦添大公園南エントランス管理事務所設計競技	コンペ			○	○	○	二段階選抜、二次審査公開プレゼンテーション
掛川教会設計コンペ	コンペ	○	○	○	○	○	
逗子市小坪大谷戸会館	コンペ	○	○	○	○	○	
2012							
(仮称)松山公園連携施設設計者選定プロポーザル	プロポ			○	○	○	二段階選抜
岐南町新庁舎等設計者選定競技	コンペ	○	○	○	○	○	三段階選抜
金沢弁護士会館建設事業設計	プロポ	○	○	○	○	○	三段階選抜
2013							
ナングスコンペ2013設計競技	コンペ			○	○	○	二段階選抜、二次審査公開プレゼンテーション
2014							
ケンソーコンペ2014設計競技	コンペ			○	○	○	二段階選抜、二次審査公開プレゼンテーション
2015							
オウノヤマコンペ2014設計競技	コンペ			○	○	○	二段階選抜、二次審査公開プレゼンテーション
福岡市弁護士会館設計監理業務	公募プロポ	○	○	○	○	○	二段階選抜、二次審査公開プレゼンテーション
陸前高田市広田診療所診療施設設計業務委託	公募プロポ	○	○	○	○	○	二段階選抜
2017							
ここにあるタカラもの 空き家空き地コンペ	公募コンペ U-40	○	○	○	○	○	二段階選抜、二次審査公開プレゼンテーション
東向商店街アーケード正面デザインコンペ	コンペ	○	○	○	○	○	二段階選抜、二次審査公開プレゼンテーション

公共発注プロジェクト

5. 関連資料

■　日本建築家協会の様々な発注者支援

公益社団法人日本建築家協会（JIA）は公共建築の公益性を実現するため、行政のパートナーとして、第三者的立場で独立性と公平性を保ち、多様な利害関係者の意見に耳を傾けながら、自治体や地域ごと個別の状況に対する支援を致します。

求められる計画の性質や条件に応じて、様々な事業形式・発注形態から、適切な方法を選定、自治体や発注者に提案し、助言、協力していくことができます。

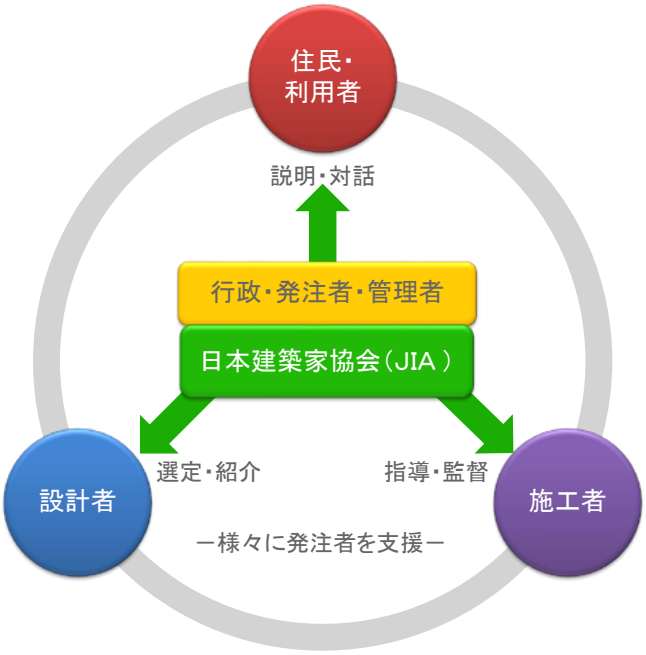

■　コンペやプロポーザルにおける支援

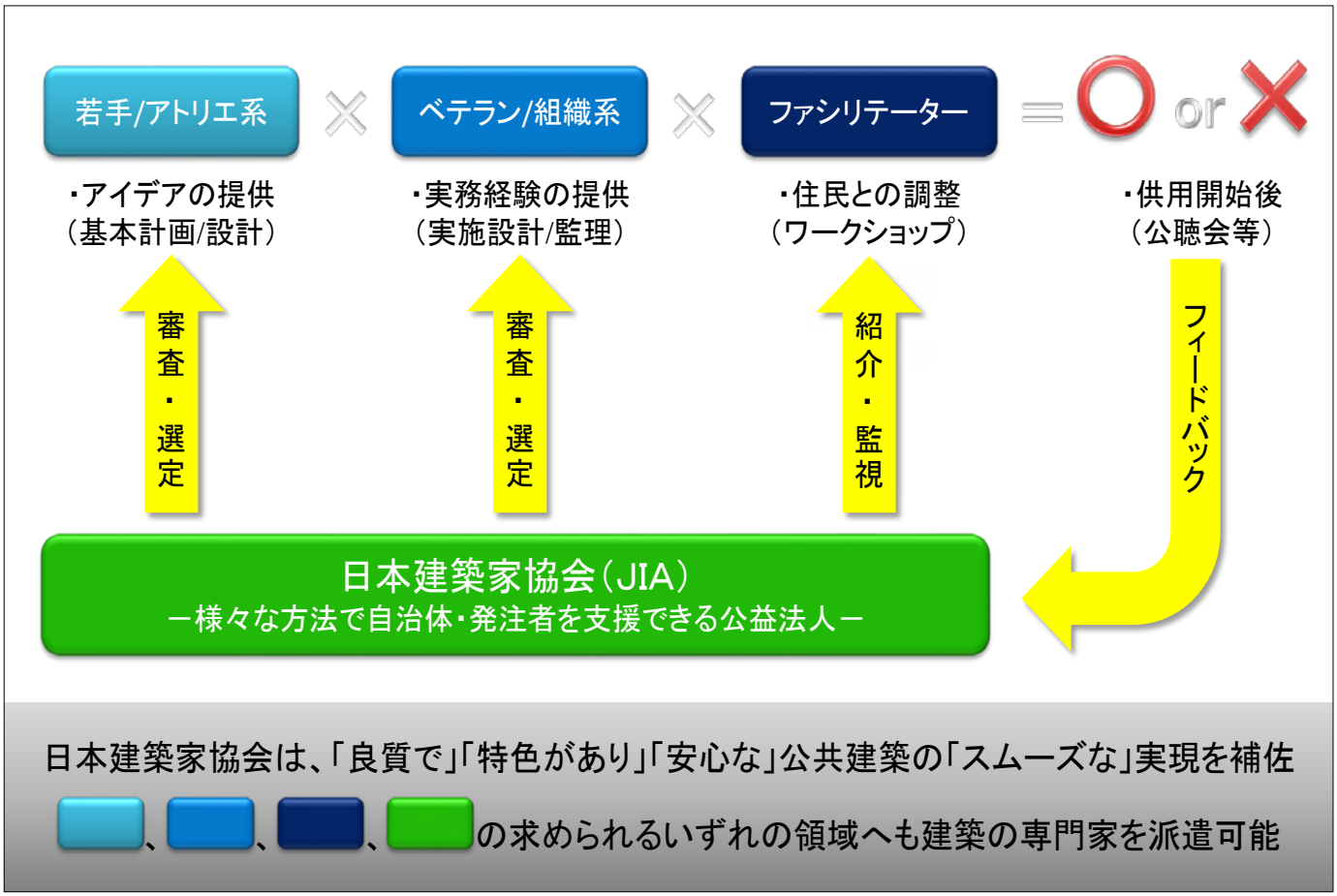

・コンペ・プロポーザルでは、策定業務、要綱作成や審査員選定他、オペレーション全般を代行
・規模・予算・難易度に応じ、上図各項の組合せも一括、分離、JV等から選択、提案が可能です

JIA建築家大会2018東京

Simplicity | Multiplicity

素なることと多様な相

2018.9.13 ～ 9.15

企画 1

公共工事実施コンペ公開二次審査

日　時：9月15日（土）　13：00 ～ 16：00
会　場：明治大学駿河台キャンパス アカデミーホール

公共建築設計実績のない建築家を主に対象にしたコンペを実施

国内の公共建築は9割が入札、残りも実績偏重のプロポーザルで、若手・アトリエはほとんど参加できません。ごく稀に敷居の低いコンペがあれば何百もの案が殺到する状況で、当選者以外は出すだけ疲弊していきます。こうして「公共建築設計の募集は、公共建築の実績をもって募集され、また評価される」という現況においては「公共の実績を1つでも作らないと、次の公共に挑戦すらできない」というサイクルができています。この状況が今後も続けば、将来的には公共の経験をもつ層が薄くなり、発注側にとっても選択肢が激減していくため多様性・公益性が少なくなり、我々建築家側だけでなく社会にとって不利益だと思っています。

ところで、日本建築家協会定款にはJIAの設立趣意として、現在盛んな自己研鑽や公益活動以外に、「職能普及とそれによる文化創造発展への貢献」も明記されています。そこで、個人的にはこうした状況改善を目的に職能団体JIAに入会し、支部幹事にも立候補した後、士会や事務所協会と調整したり、発注経験のある自治体職員を含む多数の有識者の方々とも相談しつつ、自分でも発注者支援策を考え、都や区に献策したりもしてきました。そうしたなか、同じ思いの先輩方や僕らの働きかけが実を結ぶように、今年度からJIAのさまざまな発注者支援メニューが、全国営繕主管課長会議の「発注者支援事例集」に掲載されることになりました。

今年はJIAの例年行事「建築家大会」が東京で開かれるというので、そこで公共建築実施コンペ開催と公開審査ができれば、①次代の建築家たちには、公共への入口という希望を、②他の自治体には、同様の公共建築コンペ開催の機運を、③JIA自体には、発注者支援を行える職能団体としての存在感をいち早く内外に示すチャンスを、それぞれ与えられるのでは？と考え、大会実行委員も引き受け、企画部会で手分けして大小さまざまな自治体と交渉も続けてきたところ、ようやく小さな公共建築を公開の実施コンペとしてくれる自治体が現れました。「公共自治体発注の」「参加資格の低い」「実施コンペである」ことが最大の特長です。

役所にとっては予算決定後かつ年度替わりの時期、建築家大会の準備運営上もギリギリのスケジュールではありましたが、こうした熱い想いと幾つもの目的をもって、この小規模公共建築実施コンペを企画し、実行に移す次第です。

（全国大会実行委員会 企画部会長　相坂研介）

コンペ概要

- 東京都品川区主催の“公共建築”実施コンペ
- 小規模建築建て替えおよび周辺整備計画の基本設計・実施設計（＋監理予定）
- 応募資格は一級建築士事務所であることのみで、審査員の多数は建築家
- 募集要項作成～審査～基本・実施設計および監理の補助・レビューにJIAが併走
- 募集要項発表：2018年6月中旬～下旬。品川区ホームページおよびJIA建築家大会2018東京ホームページでも公開

● JIAが主催・協力したコンペ・プロポーザル事例紹介

プロジェクト名	最終審査	主催	最優秀者	審査方法
六甲山上の展望台 JIA KINKI U-40 設計コンペティション	2008.12	JIA近畿支部・阪神総合レジャー株式会社	三分一博志（三分一博志建築設計事務所）	二段階選抜方式、二次審査は公開プレゼンテーション・ヒアリング
愛野めぐみ教会設計コンペティション	2010.04	JIA静岡地域会	小塩康史（建築事務所VANアーキメディア）	二段階選抜方式、二次審査は公開プレゼンテーション・ヒアリング
逗子市第一運動公園再整備基本計画策定および基本設計業務公募型プロポーザルコンペ	2010.06	逗子市環境都市部緑政課	伊藤寛（伊藤寛アトリエ）	二段階選抜方式、二次審査は公開プレゼンテーション・ヒアリング
北九州市公園トイレ提案設計競技	2010.10	北九州市	高橋彰子（enne）	二段階選抜方式、二次審査は公開プレゼンテーション・ヒアリング
逗子市地域活動センター小坪大谷戸会館基本設計及び実施設計業務公募型プロポーザルコンペ	2011.06	逗子市市民協働部市民協働課	柳澤潤（コンテンポラリーズ）	二段階選抜方式、二次審査は公開プレゼンテーション・ヒアリング
日本基督教団掛川教会設計コンペティション	2011.10	JIA静岡地域会	高島ゆかり（アトリエ結）	二段階選抜方式、二次審査は公開プレゼンテーション・ヒアリング
岐阜県岐南町庁舎等競技設計	2012.06	岐南町	川原田康子・比嘉武彦（kwhgアーキテクツ）	公募型設計競技方式（三段階選抜）三次審査は公開だが、覆面審査コンペのため、設計者のプレゼンテーション・ヒアリングはなし
鹿児島県阿久根市民交流センター（仮称）等設計業務に係る公募型プロポーザル	2013.11	阿久根市	古谷誠章（ナスカ）	二次審査は公開プレゼンテーション・ヒアリング

大井町駅前パブリックスペース設計コンペティション

主催：東京都品川区
支援・協力：公益社団法人日本建築家協会(JIA)

概要

品川区では、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴う海外からの来訪者の増加等が予想されることから、利用頻度の高いターミナル駅周辺や会場までのアクセス道路周辺の公衆便所・公園便所の洋式化やだれでもトイレの整備を進めている。

今回対象とする公衆便所および公園は大井町駅前に位置し、現在も通勤・通学者や商業施設の利用者の通行頻度が高いことに加え、その姿を駅構内からも窺うことができるため、機能的かつ意匠にも優れたものとする必要がある。

鉄道会社の営業線が近接し、暗渠河川も公園内を横断している制限の多い敷地条件の中で、品川区の玄関口である大井町駅前に相応しい、機能的で景観に配慮された魅力的な作品を募集する。

本設計コンペティションにおいて選出された最優秀作品の応募者を、業務委託の担当者とする。

計画対象

大井町駅前公衆便所および大井駅前公園（駐輪場、分煙コーナーなどを含む）の修景

参加資格

一級建築士事務所であること

スケジュール

参加表明書受付期間

平成30年6月25日（月）～平成30年7月27日（金）

提案作品受付期間

平成30年8月3日（金）～平成30年8月24日（金）

1次選定結果発表

平成30年9月4日（火）

2次選定（公開ヒアリング）および最終結果発表

平成30年9月15日（土）JIA建築家大会東京メイン会場にて

審査員：敬称略

委員長

千葉　学

建築家
東京大学教授
JIA正会員

委員

武井　誠

建築家
JIA正会員

委員

原田麻魚

建築家
JIA正会員

他、品川区職員

主催・事務局等

主催者：品川区

担当課：品川区防災まちづくり部公園課公園建設担当

〒140-8715　品川区広町2-1-36

電　話：03-5742-6801　FAX：03-5742-9127

電子メール：koen-koen@city.shinagawa.tokyo.jp

支援・協力：公益社団法人日本建築家協会（JIA）

■詳しくは、品川区公式ページの応募要項（PDF）をご覧ください。
http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kankyo/kankyo-park/20180621100713.html

計画対象地

Mori　Project

「コミュニティ・デザイン機構―市町村建築・まちづくり支援センター」（仮）構想

○地域社会（コミュニティ）の発展と諸課題の解決のために持続的に取り組む仕組みとして「コミュニティ・アーキテクト」制の創設をめざす。

○発注者としての市町村支援をひとつの柱にする。

①コミュニティ・アーキテクトは自己の活動実績を含め必要事項をセンターに登録、センターはコミュニティ・アーキテクトのデーター・ベースを構築する（センターは登録料を経費に充てる）。

②地方公共団体等が、景観形成や防災・・・まちづくりに資するために建築の専門家を捜す場合、希望に基づきセンターがデーターから情報を提供する（センターへは情報提供料を納入）。

③コミュニティ・アーキテクトは、地方公共団体の求めに応じて、まちづくりのためのコーディネーターをつとめる。

④センターは、コンペ方式、災害時の復興計画等についてのガイドライン・・・・を作成、提供する。

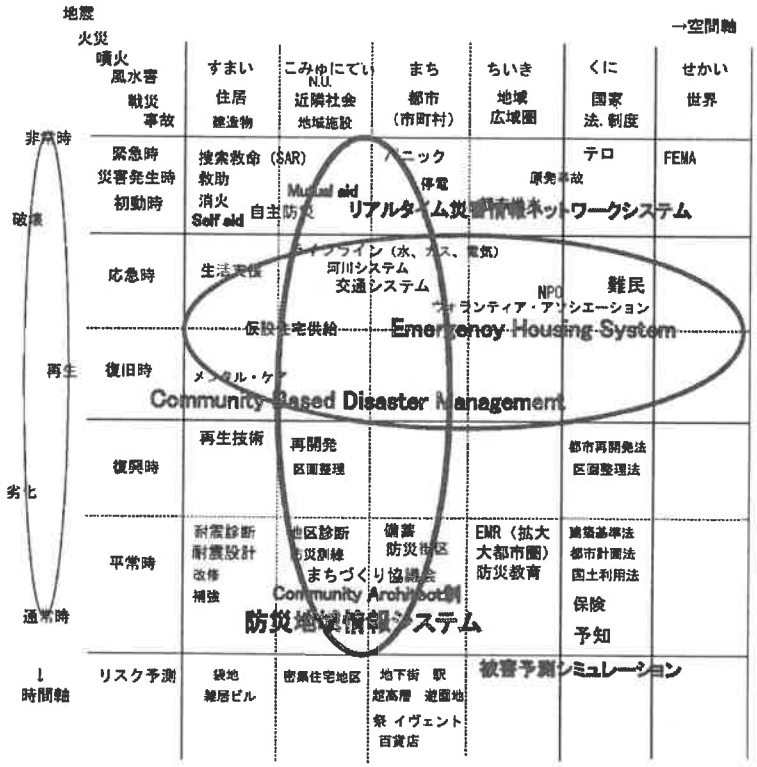

参考

A　アーバン・アーキテクト制の骨子

①アーバン・アーキテクトは自己の活動実績を含め必要事項をセンターに登録、センターはアーバン・アーキテクトのデーター・ベースを構築する（センターは登録料を経費に充てる)。

②地方公共団体等が、景観形成やまちづくりに資するために建築の専門家を捜す場合、希望に基づきセンターがデーターから情報を提供する（センターへは情報提供料を納入)。

③アーバン・アーキテクトの関与するまちづくり事業については、建設局所管の助成事業との連携を図る。

B　環境デザイナー登録制度（島根県）

①公共団体等のまちづくりのうち、街区の景観デザイン、デザインコードの作成、地区施設等のデザインを担当する。

業務の性格：公共建築の設計

業務内容：実態調査、基本設計

業務形態：調査業務委託中心、設計業務委託

②公共団体等のつくる公共建築物の設計について、まちなみ等地域特性への配慮、地域住民の参加等に基づき実施する。地域に根づき長期間にわたり複数の施設を設計していくことが期待される。

業務の性格：地域ベースの建築家

業務内容：実態調査、基本設計、実施設計

業務形態：設計業務委託

③公共団体のつくる公共建築物等について、まちなみ等地域の特性に配慮した基本方針を策定し、これに基づき設計を行う建築を選定し、指導し、助言し、評価する。

業務の性格：プロデューサー、ディレクター

業務内容：調査業務委託、審査業務、相談業務

業務形態：調査業務委託、顧問業務

C　タウン・アーキテクトの原型

a　建築主事

建築確認行政に関わるのは建築主事＊である。全国の土木事務所、特定行政庁に、約一七〇〇名の建築主事＊がいる。

建築行政といっても、確認行政に限定されるわけではない。都市計画に関わる施策の範囲は多部署にわたる。しかし、ここでは建築主事に限定して考えよう。「タウンアーキテクト」に一番近い存在は建築主事なのである。

そもそも、「アーバン・アーキテクト」の構想は、建築指導行政のあり方についての反省

から発想されたのである。

建築確認行政は基本的にはコントロール行政であった。かって、警察がその仕事としていたように、基本は取り締まり行政である。建築基準法に基づいて、確認申請の書類を法に照らしてチェックするのが建築主事の仕事である。しかし、そうした建築確認行政が豊かな都市景観の創出に寄与してきたのか、というとそうは言えない。「アーバン・アーキテクト」構想の出発点はここである。

建築主事が「タウン・アーキテクト」になればいいのではないか、これが僕の答えであった。全国で二千人程度の、あるいは全市町村三六〇〇人程度のすぐれた「タウン・アーキテクト」(「シティ・アーキテクト」) がいて、デザイン指導すれば、相当町並みは違ってくるのではないか。それこそが建築指導ではないか。

実は、ヒントがあった。デザインにまで口を出す建築主事さんが実際いたのである。建築主事は、街のことをよく知っている。法律制度にも通じている。建築に理解のある、建築を愛する建築主事さんこそ「タウン・アーキテクト」に相応しいのである。

しかし、そうはいかないという。デザイン指導に法的根拠がないということもあるが、そもそも、人材がいないという。一七〇〇人の建築主事さんは、法律や制度には強いかもしれないけれど、どちらかというとデザインには弱いという。

もしそうだとするなら、「建築家」が手伝う形を考えればいいのではないか。第二の答えである。その形は様々に考えられる。また、必ずしも一人の「建築家」を想定する必要はない。デザイン・コミッティーのような委員会システムでもいい。

問題は権限と報酬である。

b　デザイン・コーディネーター

ある駅前のケース（●島根県出雲市)。突然知事が駅舎のデザインを発表する。神社の形式を模した切妻の屋根だ。一部市民が異を唱えた。しかし、それを議論する場所がない。鉄道線路が高架になり、ＪＲは駅舎のデザインを独自に行う。相互を調整する部署がない。隣地に市の土地がある。市は「地域交流センター」を計画中だ。駅舎とどうマッチさせるか。

こうしたケースは、日本中にある。

景観条例は、周囲との調和をうたうけれど、そもそも、個別の建築活動を調整する仕組みが自治体の内部にない。繰り返し指摘される縦割り行政の弊害である。

問題は、建築主事の問題を超える。都市計画行政と建築行政をつなぐそもそもの仕組みがないのである。

公共建築の建設を考えてみても、下手をするとバラバラである。学校、美術館、体育館は教育委員会。物産館は商工部。発注者が自治体の中でも異なっている。営繕部が統括すればいいけれど、必ずしも権限を与えられているとは限らない。街がバラバラになるのは、バラバラの仕組みの上に建築行政、都市計画行政が展開されているからである。

公共建築の設計については自治体内部に営繕部署がある。しかし、各自治体の営繕部もまた必ずしも一貫した仕事を展開する状況にない。ほとんど外部委託する場合も少なくないのである。

c　コミッショナー・システム

「アートポリス」（●）「クリエイティブ・タウン・岡山（ＣＴＯ）」（●）「富山町の顔づくりプロジェクト」（●）など、この間、「建築界」で注目を集めた試みは、強力なリーダーシップをもった首長によるものであった。

一定規模以下の市町村では、都市計画の全体を統合する役割は首長に期待できる。「タウン・アーキテクト」としての首長である。建築市長あるいは建築副市長の制度をもつ市がドイツにはある。

あるいは建築好きの首長のブレインに「建築家」がつくケースが考えられる。コミッショナー・システムである。

しかし、いずれも問題がある。首長は任期に縛られる。首長が替わることにおいて、施策の継続性が担保されないことが多いのである。公共建築の設計施工が建設業界の利権に結びついており、首長の交替が支持層の交替に結びつくのである。

特定の「建築家」によるコミッショナー・システムも同様の問題をもつ。基本的に「建築界」のボス支配に結びつく可能性をもつからである。コミッショナーは余程の見識をもつ「建築家」でなければ、システムはうまく機能しない。

公共建築の設計については、「設計者選定委員会」のような委員会システムも考えられる。実際、様々な自治体で、そうした委員会がつくられている。いずれにせよ問題は、公平、公開、公正の原理がきちんと機能しているかどうかである。

しかし、それ以前に「タウン・アーキテクト」が関わるのは公共建築の設計のみではない。

d　シュタット・アルヒテクト（●）

ドイツの「シュタットアルヒテクト」制も、相当多様なようだ。また、必ずしも制度化されているわけではない。さらに、思ったほど権限もないらしい*3。

ただ、法体系が違う。都市計画の上位計画権は市町村にあるのである。憲法に明確にうたわれている。市町村の「建築法」があって、その下に州の「建築法」がある。そして、その下に「記念物保護法」がある。

また、様々なスケールの計画図書が用意されているのも違う。都市開発計画（1:20,000）、土地利用計画（1:10,000）、まちづくり基本計画（1:2,000）、地区詳細計画（1:1,000）。この地区詳細計画が法的拘束力をもっていることはよく知られている。

シュタット・アルヒテクトに仕事を依頼するのは市町村である。議会が何人かの「建築家」から選定する場合もあれば、市長の知り合いに頼む場合もある。しかし、ほとんどの

場合、都市計画局の依頼だという。その場合、コンサルタントといっていいのではないか。日本でもそう変わりはない。

もちろん、いずれの場合も厳格な中立性が求められる。西欧における公共性の概念の歴史の厚みを思い起こしておく必要がある。

計画書の作成にはしかるべき報酬が払われる。個々の指導については、費やした時間に応じて報酬を請求する。仕事の内容によって報酬の基準が定められている。指導内容は記録に残すのが原則である。報酬などがまだ曖昧であるにせよ、このあたり、日本の自治体でも試みられ始めた「コンサルタント派遣」の仕組みとそう遠くはないのではないか。

再開発事業の場合、シュタット・アルヒテクトの報酬は事業費の中でまかなわれる。あくまでも、第三者として、中立的判断を行うのが原則である。一企業、一事業舎の利益を考えてはならない。シュタット・アルヒテクトは、その都市で民間の仕事を行うのは原則として控える必要がある。実際には、仕事を行うことはもちろんある。

e　コンサルタント・・・ＮＰＯ（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）＊●

もちろん、シュタットアルヒテクトについてはもっと研究する必要がある。また、他の国や地域についても情報が欲しい。しかし、それぞれの地域で、独自の仕組みを考え出すのが本来である。それが本来景観に迫る道である。

上で少しだけ覗いたように、様々な仕組みの萌芽はある。また、既存の仕組みが有効に機能すればいい、ということもある。「建築審議会」にしろ、「景観審議会」にしろ、「都市計画審議会」にしろ、本来、「タウンアーキテクト」としての役割をもっている筈である。しかし、審議会システムが単に形式的な手続き機関に堕しているのであれば、別の仕組みを考える必要がある。

「まちづくり協議会」方式も、「コンサルタント派遣」制度もそれぞれに可能性をもっている。阪神・淡路大震災後の復興まちづくり運動にその萌芽がある。「タウンアーキテクト」の嘱託制度もすぐやろうと思えば出来る。ＮＰＯのまちづくりの仕組みへの位置づけも一般に認識されつつある。

一方、コミュニティ自体から仕事を受ける形もあってもいい。コミュニティ・ビジネスの成立可能性も模索されるが、果たして日本ではどうか。

D　コミュニティ・アーキテクトの仕事

a　情報公開

建築界に限らず日本社会のあらゆるレヴェルで情報公開（ディスクローズ）が求められている。とりわけ、中央官庁をはじめ地方自治体など行政当局の情報開示は時代の流れである。市民に対して、公平、公正であることを原則とするのであれば、情報公開はその前提とならなければならない。

まず、最初の指針は情報公開である。

既存のまちづくりの仕組みにおいても情報公開はすぐさま出来るはずである。都市計画審議会、建築審議会、景観審議会といった審議会システムも公開にすることによって形式的、手続的ではない実質的なものとなる可能性がある。実際、公開されている「景観審議会」もあるのである。まちの景観全体について責任をもつ、少なくとも議論を行って指針を提示する「景観審議会」の会長は、タウン・アーキテクトとして位置づけられていいだろう。景観審議会は、本来、タウン・デザイン・コミッティーとしての役割を持っているのである。

景観賞●などまちづくりに関わる懸賞制度の審査会も公開でいい。まちづくりに関わる議論を公開することによって、ひとつには、まちづくりの方向をめぐって、また、まちのアイデンティティをめぐって、ある共通の理解を育む機会が得られる。行政当局の位置づけとしては、ひとつの啓発活動である。また、行政内容についての説明責任を果たすことにもなる。

b　コンペ・・・公開ヒヤリング方式

公共建築の設計競技の審査におけるヒヤリングも原則公開としたい。行政側としてはほとんど手間はかからない。公開ヒヤリングを行う場所の設定さえすればいいのである。公開ヒヤリングについては、島根県でいくつか経験がある。「加茂町文化センター」●「悠々故郷会館（川本町）」●「出雲市地域交流センター」●「鹿島町体育館」（●）などである。

設計競技については、その競技方式をめぐって多くの議論がある。設計料入札が未だに行われつつある現状は、改革すべき多くの問題を抱えていると言わなければならない。しかし、まちのアイデンティティ形成という観点から、公共建築の設計者選定は考えられるべきである。

特命、指名、公開、あるいはプロポーザル方式、二段階方式といった設計者の選定方式は多様であっていい。ただ、設計料の入札によってその金額の多寡によって設計者を決めるというのは言語同断である。設計の質は設計料によって決して担保されないのである。

特命指名だから悪いということではない。他の設計者に代え難い能力をもっているとその設計者が認定できれば特命でも差し支えはないのである。問題は誰がどこで認定するかである。一般的には、特命の発注の決定が非公開で行われることに問題がある。また、通常、設計者の決定を行うのは首長であり、議会の承認を得る。議会において特命の根拠が説明できなくて、形の上だけで指名競技が行われるのが疑似コンペである。

いずれの方式をとるにせよ、全ての設計者選定のヒヤリングを公開とする。これで随分すっきりする。具体的に、指名設計競技の場合を例にとって説明しよう。

何人かの建築家がある公共建築の指名設計競技に指名されたとしよう。この場合、要求する提案内容は様々であってよい。いわゆるプロポーザル方式も含める。ただ、提案内容ではなく、建築家を選ぶ、あるいは組織体を選ぶという形のプロポーザル方式はとらない。あくまでも具体的な土地について、具体的な建物についての提案があって初めて設計者が

選定できるというのが前提である。プロポーザル方式というのは人あるいは組織を選ぶのだという主張があるけれど、既往の実績の評価で設計者を選定するのであれば設計競技は必要ない。建築家にとって設計競技への参加が多大な労力を要することと指名料など設計競技にコストをかけたくないという行政の意向でプロポーザル方式が推奨されるが、全く間違いである。全ての公共建築はじっくりと時間とお金ををかけて練られるべきなのである。

提案内容のフォーマットについては様々でいいが、後述するように、公開ヒヤリングが一般市民にも開かれたものであることを前提とするとき、専門の建築家だけでなくわかりやすいプレゼンテーションが求められるべきである。「Ａ３」数枚程度でも提案内容は表現できる。どんな設計競技においても、設計競技への参加者は自らの提案内容をわかりやすく提示することは当然である。

さて、数名から一〇名ぐらいまでの指名設計競技参加者から提案がなされると、通常、ヒヤリングというのが行われる。ヒヤリングを行わないケースもあるけれど、その場合、提出物は相当詳細なものが必要となる。提出物を簡素にするプロポーザル方式による場合、ヒヤリングが原則である。公開設計競技の場合や指名設計競技でも二段階で行われる場合は、一段階目での書類選考はありうる。しかし、最終決定の際にはヒヤリングを前提としたい。審査員の能力の問題とも関連するけれど、提案の意図を直接質疑応答することによって、決定のための正確な情報を確認することが必要だからである。

ヒヤリングは二〇分から三〇分程度、密室で順次個別に行われるのが通常である。これを公開で全指名競技参加者が同席した上で行おうというのが公開ヒヤリング方式である。時間の関係で数名程度の参加が基本となる。

審査委員会の委員長が司会を務める。まず、各提案者が提案内容を二〇分程度で説明する。二〜三名の補助説明者を認める場合がある。その後、質疑応答を審査委員を含めて行う。一種のシンポジウム、パネル・ディスカッションの形式である。その意義は以下の通りである。

①住民の地域における生活に密接に関わる公共建築がどのようであるべきか様々な角度から議論する場となる。まちづくりのイヴェントとして位置づけることもできる。

②建築家にとって、自らの提案内容を審査委員のみならず、住民に直接アピールする場となる。まず、他の提案者の提案との差異を強調する必要がある。一方、専門以外の住民、審査員にもわかりやすく説明する必要がある。建築家には負担が大きいが、自己訓練の場でもある。一般の人々に建築の楽しさを理解してもらう絶好の機会となる。

③審査員にとって、同じテーマについては共通に聞くことができ、比較できるメリットがあり、時間の節約にもなる。一方、質問の内容は、審査員の関心、判断根拠を提案者、住民に示す機会となる。審査員の見識もオープンに問われるのである。

本審査は原則非公開でいい。公開で決定することももちろん行われていいけれど、特に建築専門以外の審査員の自由な意見が出にくいことがある。住民投票によって決めること

を主張する向きもあるけれど、町並み形成に関わる判断はそれなりの専門的知見とセンスが必要である。また、用地決定などで政治的に対立がある場合、提案内容の質とは別の要素が介入する恐れがある。住民相互が十分に議論する場が保証される場合は住民投票ということも考えられるけれど現状では難しい。

本審査は非公開としても、可能な限り詳細な報告書がつくられるのが鉄則である。基本的には公開が精神であるということである。何度かの投票を行った場合、審査員がそれぞれどう投票したかは公開されたかは記録され、講評されるべきである。そうすることにおいて審査員も評価され、その役割も果たすことができるのである。

c　タウン・デザイン・コミッティ・・・公共建築建設委員会

ところで、設計競技における最大の問題は、実は審査委員会の構成である。審査委員会は、基本的には首長が任命する形をとる。住民（議会）、行政当局（担当部長）、専門家（建築家）、関連団体、有識者等々、あるバランスを考えて組織される。まず、このバランスについてまず問題がある。建築専門家とそれ以外の委員の判断が往々にして食い違うのである。また、専門家といっても、分野は様々で、実務に通じているかどうかで相当違う。まあ、建築界としては審査員の過半は建築界から選んで欲しいというところだろう。実際、審査員の構成が決定に大きく左右するのだから、審査委員会の決定こそが予め問題であることは明らかである。

第一の問題は、審査委員会が全くテンポラリーに組織されることである。場合によると、設計条件や応募要項に審査員が全くタッチしない場合もある。それでは審査委員はあまりにも無責任である。また、審査が終わると審査委員会は解散し、設計の過程で様々な問題が起ころうと重大な変更がなされようと無関係であることが多い。審査委員会は設計案あるいは設計者の選定のみに関わる場合がほとんどである。すぐれた公共建築を実現するために設計競技の審査委員会はもっと責任をもつべきである。

そのためには、審査委員会はその建築物が竣工するまで（あるいは竣工後も）は解散しない形を模索するのがいい。設計競技の審査委員会を一種の建設委員会へと接続するのである。

こうして一定期間、具体的にはあるひとつの公共建築物の設計建設過程について一貫して責任をもつボードが成立する。タウン・アーキテクトないしタウン・デザイン・コミッティーのひとつのイメージがここにある。

個々の公共建築の建設を肌理細かく行うことは、まちの景観をつくっていく上で極めて重要である。しかし、どのような施設を配置していくかについては上位のデザインが必要である。いわゆる都市計画が必要である。しかし、一般に都市計画というと必ずしもランドスケープ・デザインに関わるわけではない。ゾーニング（都市計画区域の決定）、区画整理、道路整備、公共施設の建設といった手法が一般的にとられるが、ランドスケープ・デザインとしての相互の関連づけは行われない。そこで、まちの景観について、一貫した調

整を行う機関が必要となる。

具体的には、まず、公共建築について、設計者をどう配置していくかがわかりやすい。様々な自治体で設けられている設計者選定委員会がその役目をになう。

設計者選定委員会は、場合によっては、設計者の選定のための設計競技方式と審査委員会（前述のイメージではこれが建設委員会になる）の組織を提案する。設計者そのものを直接選定するより、その選定方法を決定するという形で二重化しておく方が様々な利害を調整する上でよりすぐれている。

具体的なイメージは以下のようである。

高度な技術あるいは特殊な技術を必要とする建築、地域外の建築家の経験蓄積に期待する設計競技方式をとる。公開コンペによって広く英知を求める。地方自治体でも国際公開コンペを行うことも可能である。地域に密着した施設については地域の建築家を優先する。地域外の建築家の参加を求める場合も、地域の建築家との協動（ＪＶなど）を求める。要するに地域性を踏まえ、地域で暮らしていく建築家のあり方が常に具体的にイメージされている必要がある。設計者選定委員会は、個々の町並み形成に相応しい設計者選定の枠組みを提示するのである。

中央のスター・アーキテクトが地域で仕事をすることももちろんあっていいけれど、タウン・アーキテクトの存在基盤はあくまで地域との持続的関わりが前提とされなければならない。それを担保するのが公共建築の設計者選定を主要な機能とするけれど恒常的に設置されるタウン・デザイン・ボード、あるいはタウン・アーキテクトである。特に、土木構築物にも積極的にデザイナーを登用する役割がこのデザイン・ボードにはある。

ｄ　百年計画委員会

いささか公共建築の設計者選定の問題に立ち入り過ぎたかも知れない。しかし、公共建築のデザインはまちのアイデンティティ形成に大きな力を持っており、そのデザインをめぐる議論の場と方向性は持続的な場がなければ維持できない。首長が替われば都市計画の方針ががらりとかわうのが日本の常である。しかし、まちづくりというのは継続性が極めて重要である。首長や議員の任期に縛られない仕組みの構築が必要である。

その仕組みとして面白いのが「百年計画委員会」の構想である。それぞれのまちの百年後の姿を思い描く委員会をそれぞれのまちがもつのである。これもタウン・デザイン・コミッティーの役割のひとつのイメージになる。

奈良町百年計画●あるいは京都グランドヴィジョン・コンペ●ということで、まちの百年後を思い描く試みを行ったことがある。実に有効である。奈良町の場合、各個人の家の百年後がわかる図（1/800 の縮尺）を描いたのであるが、個々人の関心も惹きつけることができる。

まず、面白いのは百年後に残っているものと残っていないものを分けて見る必要があることだ。鉄筋コンクリートの公共建築よりも意外に木造住宅の方が残っている可能性があ

る。百年後には誰も生きてはいないけれど、各自治体にとって大事なものを評価する作業が百年計画には不可欠である。各自治体には、恒常的に百年後を考え続けるボードが欲しい。まちの賢人会議といったかたちでもいいし、既存の審議会を永続化する形でもいい。

e　タウン・ウオッチング---地区アーキテクト

もういくつかタウン・アーキテクトのイメージを膨らましておこう。ひとつは、個々の建築設計のアドヴァイザーを行う形が考えられる。住宅相談から設計者を紹介する、そうした試みは様々になされている。また、景観アドヴァイザー、あるいは景観モニターといった制度も考えられる。とにかく、まちの姿の現状について把握するのがタウン・アーキテクトの出発点である。

まちといっても市町村の規模は様々である。まちの全体の景観とともに地区毎のアイデンティティが重要であることは上述した通りである。そうすると、地区アーキテクトのような存在を想定することができる。地区アーキテクトが集まって、タウン・デザイン・コミッティーが構成されるのである。

地区アーキテクトはもちろん複数であってもいい。当面、大学の研究室単位で地区を分担する形をとってもいい。地区アーキテクトは、地区の現状をまず調査する。図面や写真として記録する。年に一度調査を行って、変化を報告する。余裕があれば地区の将来像を描き、具体的な建築行為（増改築、建替）についてアドヴァイスを行う。まちの現状を常に把握（タウン・ウオッチング）するのがタウンアーキテクトの出発点である。

具体的な計画の実施となると、様々な権利関係の調整が必要となる。そうした意味では、タウン・アーキテクトは、単にデザインする能力だけでなく、法律や収支計画にも通じていなければならない。また、住民、権利者の調整役を務めなければならない。一番近いイメージは再開発コーディネーター＊であろう。

f　タウン・アーキテクトの仕事

おそらくは複数からなるタウン・アーキテクツの具体像を想い描いてみよう。

タウン・アーキテクトは以下のような職務を担う。

①まちの景観デザインのあり方について調査を行い、その将来にわたってのあり方についての基本的考え方をまとめる。あるいはそれを議論する場を恒常的に維持する。

②まちの景観デザインに関わる公共事業のあり方について自治体に対するアドヴァイスを行う。特に公共建築の建設維持管理について体系化を計る。

③公共建築の設計者選定について、その選定方式を提案し、その実施についてアドヴァイスを行う。

④住民の様々なまちづくりの活動、建築活動について景観デザインの観点からアドヴァイスを行う。あるいはそのためのワークショップなど様々な仕組みを組織する。

⑤地区を定常的に観察し、その将来のあり方についてアドヴァイスする。また、定常的

に町のあり方を考えるヴォランティアを組織する。

問題は、権限と報酬である。条例などによって権限を設定できればいいけれど、地方自治法等との絡みで難しい面もある。考えられるのは、タウン・アーキテクトを自治体の臨時雇員あるいは嘱託とすることである。あるいは建築市長という形がとれればいい。権限はともかく報酬は、何らかの形で保証されなければならない。

当然、任期制を採る。また、任期中は当該自治体での公共建築の実施設計には当たれないのが原則である。

A-Forum
Archi-Neering Design Forum